

良好な都市景観の形成に寄与する
公共サインのあり方に関する研究

平成22年3月

茅ヶ崎市
(財) 地方自治研究機構

はじめに

近年、急速な少子高齢化など社会経済環境の構造的変化が一層進行していくなかで、変化に対応した地域づくりを地方公共団体が自主的・主体的に進めていくことが極めて重要となってきた。しかし、地域経済の停滞、雇用情勢の悪化、地域コミュニティの弱体化、社会的格差の拡大等、地方公共団体が直面する課題も複雑化・多様化してきている。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施している。

本年度は5つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものである。

本研究の調査団体である神奈川県茅ヶ崎市は、全国的にも知名度の高い海岸線をはじめ、旧街道や史跡、旧別荘など身近な歴史・文化資源、海や富士山への眺望景観など豊かな景観資源を有している。本研究では、市内に掲出している公共サインの設置場所及び状況を把握するとともに、市民、来訪者の公共サインに対する意識及び公共サインが市民、来訪者の行動に与える影響の実態調査を行い、本市の景観特性に応じた良好な都市景観の形成、及び回遊性の創出に寄与し、「湘南の快適環境都市」の魅力と潜在力の向上に寄与する公共サインのあり方を調査・検討した。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただいた。

また、本研究は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて、茅ヶ崎市と当機構が共同で行ったものである。ここに謝意を表する次第である。

本報告書が広く地方公共団体及び国の施策展開の一助となれば幸いである。

平成22年3月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹治

目次

序章 調査概要	1
第一章 茅ヶ崎市の概要と公共サインに係る現況	25
1 茅ヶ崎市の概要	25
1-1 位置と地勢	25
1-2 歴史	25
1-3 人口動態の推移	26
1-4 交通アクセスと通勤流動	28
1-5 観光	29
(1) 観光イベント	
(2) 主な地域資源の概要と入り込み客数の状況	
2 上位・関連計画と関連事業	36
2-1 上位・関連計画	37
(1) 茅ヶ崎市新総合計画 基本構想他	
(2) ちがさき都市マスタープラン	
(3) 茅ヶ崎市景観計画	
(4) 茅ヶ崎海岸グランドプラン	
(5) 茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画	
(6) ちがさき自転車プラン	
2-2 関連事業	50
(1) みちの愛称事業	
(2) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	
(3) コミュニティバス「えぼし号」の運行	
(4) 自転車通行環境整備に関するモデル地区の指定	
(5) その他関連機関の事業	
3 公共サインに係る基礎データ	61
3-1 設置主体	61
3-2 設置状況	62
第二章 公共サインに関する現状と課題	67
1 現状と課題把握のための調査	67
1-1 実態調査	67
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果の分析	
1-2 意識調査	111
(1) 市民郵送調査	
(2) 地域資源来訪者調査	
(3) 駅前サイン利用者調査	
1-3 事例調査	147
(1) 資料調査	
(2) 訪問調査	

2	公共サインに係る課題とその対応の方向	180
2-1	茅ヶ崎市公共サインに係る課題	180
	(1) 道しるべとしての利用に係る事項	
	(2) 公共サインの分かりやすさに係る事項	
	(3) 地域資源の回遊促進に係る事項	
	(4) 実態調査からのその他の課題	
2-2	課題のまとめと対応の方向	199
	(1) 公共サインとしての分かりやすさに係る事項	
	(2) 地域資源の回遊促進に係る事項	
	(3) その他検討事項	
第三章	望ましい公共サインのあり方	205
1	対象とする公共サイン	205
	(1) 公共サインガイドラインに基づき整備を目指す公共サイン	
	(2) 協力等を依頼する主体及び情報ツール	
2	基本理念	207
	(1) 利用者の視点に立った分かりやすい公共サインの整備	
	(2) 湘南の快適環境都市に相応しい良好な景観形成に寄与する公共サインの整備	
	(3) 茅ヶ崎市固有の地域資源に対する観光来訪、回遊の促進に寄与する公共サインの整備	
3	公共サイン整備の基本方針	209
	(1) 共通基準	
	(2) 案内サイン	
	(3) 誘導サイン	
	(4) 解説サイン	
	(5) その他の公共サイン	
4	公共サインガイドラインの推進	215
	(1) 体制づくり	
	(2) 公共サインの更新	
第四章	公共サインガイドライン策定に向けた今後の検討課題	219
1	自動車を対象とした公共サインのあり方	219
2	民間事業者等との連携	220
3	地域住民との協働	220
4	公共サインにおける民間情報の掲載のあり方	221
5	ユニバーサルデザインへの配慮	221
資料編		223
1	茅ヶ崎市公共サインに係る基礎データ	223
2	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに係る意識調査 調査票	235
3	公共サインガイドラインに係る基準等一覧	244
研究委員会名簿		245

序章 調査概要

序章 調査概要

1 研究の背景と目的

建物等の規模や色彩とともに、「屋外広告物」、「窓内広告物」、「公共サイン」などの設置場所や規模、色彩、表示内容などは、良好な都市景観を構成する重要な要素である。

特に地方公共団体が設置する公共サインについては、所管各課がそれぞれの必要性に応じて様々な場所に設置されるため、統一したデザインや設置場所への配慮を行い、分かりやすく、統一感のあるまちなみの形成へと導く必要がある。

神奈川県茅ヶ崎市（以下「本市」という。）は、平成20年10月1日より、景観法に基づく茅ヶ崎市景観計画、茅ヶ崎市景観条例を施行し、市民・事業者・行政の連携により、地域の特性をいかした景観まちづくりに取り組み、自然と都市機能が調和したうるおいのある「湘南の快適環境都市」を目指している。

その一環として本市が設置している公共サインが無秩序に乱立する現状に対応し、景観に配慮した公共サインの設置を推進するため、茅ヶ崎市景観計画や茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第5次実施計画（計画期間：平成21～22年度）において、（仮称）茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定を位置づけている。

本市は全国的にも知名度の高い海岸線をはじめ、旧街道や史跡、旧別荘など身近な歴史・文化資源、海や富士山の眺望景観など豊かな景観資源を有している。

本市が設置する公共サインには、公共サインの基本的機能である分かりやすい表記に加え、デザイン・設置場所に配慮した統一感のある茅ヶ崎らしいまちなみの演出、市民や来訪者の回遊性の創出といった多様な機能が求められる。

本研究では、市内に掲出している公共サインの設置場所及び状況を把握するとともに、市民、来訪者の公共サインに対する意識及び公共サインが市民、来訪者の行動に与える影響の実態調査を行うことにより、本市の景観特性に応じた良好な都市景観の形成及び回遊性の創出に寄与し、「湘南の快適環境都市」の魅力と潜在力の向上に寄与する公共サインのあり方を調査・検討した。

また、本研究の成果は、平成22年度に策定予定の（仮称）茅ヶ崎市公共サインガイドライン（以下「公共サインガイドライン」という。）の基礎資料として活用するものとする。

2 本調査における公共サインの定義と対象とするサイン

2-1 公共サインの定義と機能

本調査における公共サインとは、屋外に掲出される視覚的情報のうち、茅ヶ崎市が設置するものとする。公共サインの備えるべき機能として、視覚的情報を伝達するサインとしての基本的機能と、地域の景観の向上や来訪者の回遊性の向上等、付加的機能の二つの側面が考えられる。

実際に設置されている公共サインは、複数の基本的機能を果たすものや、基本的機能と付加的機能の双方を果たすものなどがあるが、それぞれの機能を整理すると下記のとおりとなる。

(1) 公共サインとしての基本的機能

① 誘導機能

人々を分かりやすく目的の場所へ誘導する機能。矢印等で方向を指し示すもの。

② 案内機能

地図等を用いて当該地区周辺の状況を伝達する機能。

③ 掲示・公表機能

行政として必要な内容の掲示、及び宣言やPR等を公表する機能。

④ 場所のルール表示機能

交通標識等、その場所での規制・警戒等のルールを示し、特に道路には不可欠な機能。

(2) 公共サインとしての付加的機能

① 地域の景観向上機能

統一感のあるまちなみを演出し、地域の景観の向上を図る機能。

② 回遊性向上機能

目的の場所以外の場所の情報を提供することにより、来訪者の回遊を促す機能。

【公共サインの基本的機能に基づく分類】

機能	案内機能	誘導機能	掲示・公表機能	定点機能	場所のルール表示機能
名称	案内サイン	誘導サイン	解説サイン	名称サイン	注意サイン
内容	現在地周辺の状況を地図にて表示するもの	目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で目的地を指し示すもの	地域資源等の解説を行うもの	その場所や施設の名称を示すもの	特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの
参考写真				通り名称サイン  施設名称サイン	

2-2 本調査で対象とする公共サイン

本市の地域資源は大規模な駐車場を併設している施設は少なく、また多くの地域資源が公共交通機関でのアクセスが可能である。また、ちがさき都市マスタープランでは、本市の交通体系は歩行者や自転車を中心とした交通体系へ転換することを位置付けている。そこで本調査では、歩行者及び自転車が対象利用者となる公共サインを対象として実施した。

公共施設はその建築計画時に当該施設を対象とした公共サイン計画を策定し、同一敷地内において統一した公共サイン計画に基づき設置されている。また、注意サインは注意喚起の内容によりその表示内容、設置位置はそれぞれの内容に応じて個別的対応が求められる。そのため公共施設内にあり、統一した公共サイン計画に基づき設置される公共サイン及び注意サインは本調査での対象からは除外する。

なお、自動車等を対象とした公共サインは、そのあり方について別途検討した上で公共サインガイドラインに位置付ける必要がある。

【本調査において対象とした公共サイン】

		当該公共施設等を対象とした統一したサイン計画が存在しないもの					公共施設内にあり、統一したサイン計画に基づき設置されるもの
サインの種類		案内サイン	誘導サイン	解説サイン	名称サイン	注意サイン	
対 象 者	歩行者	本調査において対象とする範囲					
	自転車						
	自動車等						

3 研究の視点

本研究の目的を達成するために、調査分析作業を以下の事項に留意して実施した。

3-1 公共サインガイドライン策定に向けての基礎的な資料・データを収集・分析

公共サインに関する基礎データの整理をはじめ、各種のまち巡りコースの整理、全市的な市民郵送調査、地域資源来訪者調査、モデル地域における実態調査などを通して、本市の公共サインに求められる役割と課題を多面的に分析し、本市が今後策定を進める公共サインガイドラインに活用できる基礎的な資料として作成した。

3-2 地域資源の回遊を促すための公共サインのあり方を検討

本市はまちづくりの目標として「快適環境都市」を掲げている。また、広域的な観光資源とはなっていないものの、地域に根付いた特徴的な地域資源が多数存在し、居住者や来訪者が散策を通して地域を楽しんでいる状況がある。

これらのことを踏まえると、本市の公共サインガイドラインには、単に公共的施設の利用に際しての分かりやすさだけでなく、日常的な散策行動などにおいて、これらの地域資源への回遊を促すための公共サインのあり方についても配慮することが求められるため、地域資源への回遊を促す公共サインのあり方についても検討を加え、公共サインガイドラインへの反映を図ることとした。

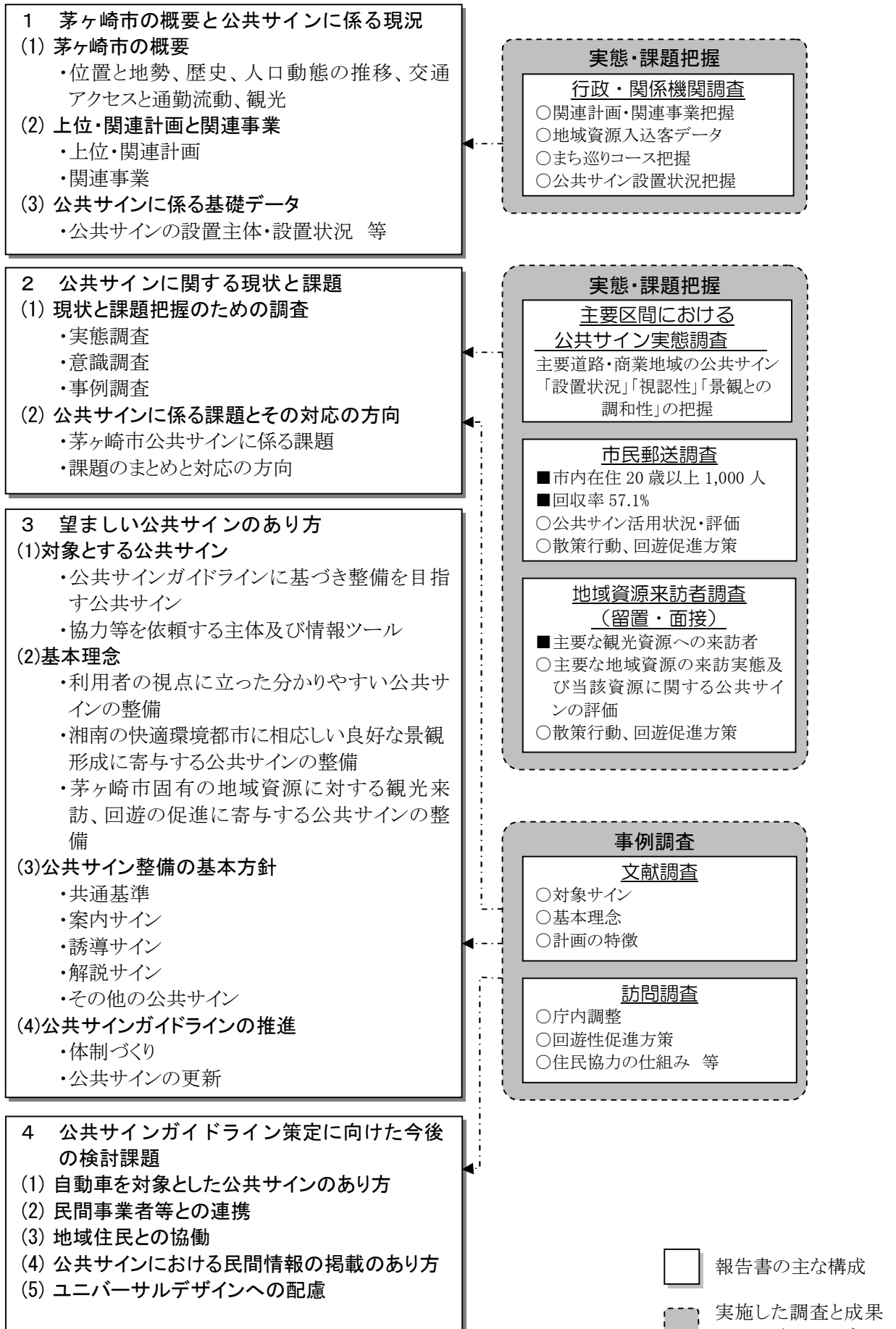
3-3 地域の景観を演出する要素としての公共サインのあり方を検討

公共サインに求められる役割の一つとして、地域の景観を演出する要素としての役割が挙げられる。本市は、景観行政団体として、良好な景観づくりに積極的に取り組んでいることから、本市の地域特性に応じた公共サインの実態調査を実施し、地域の特性に照らした、地域の景観を演出する要素としての公共サインのあり方についても検討を加え、公共サインガイドラインへの反映を図ることとした。

3-4 市民参加による公共サインのあり方を検討

景観行政団体としての本市は、まちづくりの各段階において積極的な市民参加を目指している。今回の公共サインに関する調査研究においても、全市的な市民郵送調査に基づき、市民の意向を公共サインガイドラインに反映するとともに、より多面的な住民参加の方策を模索し、市民が愛着を感じ、かつ、地域のまちづくりに資する公共サインのあり方についての検討を加え、公共サインガイドラインへの反映を図ることとした。

4 研究の体系



5 本報告書の構成

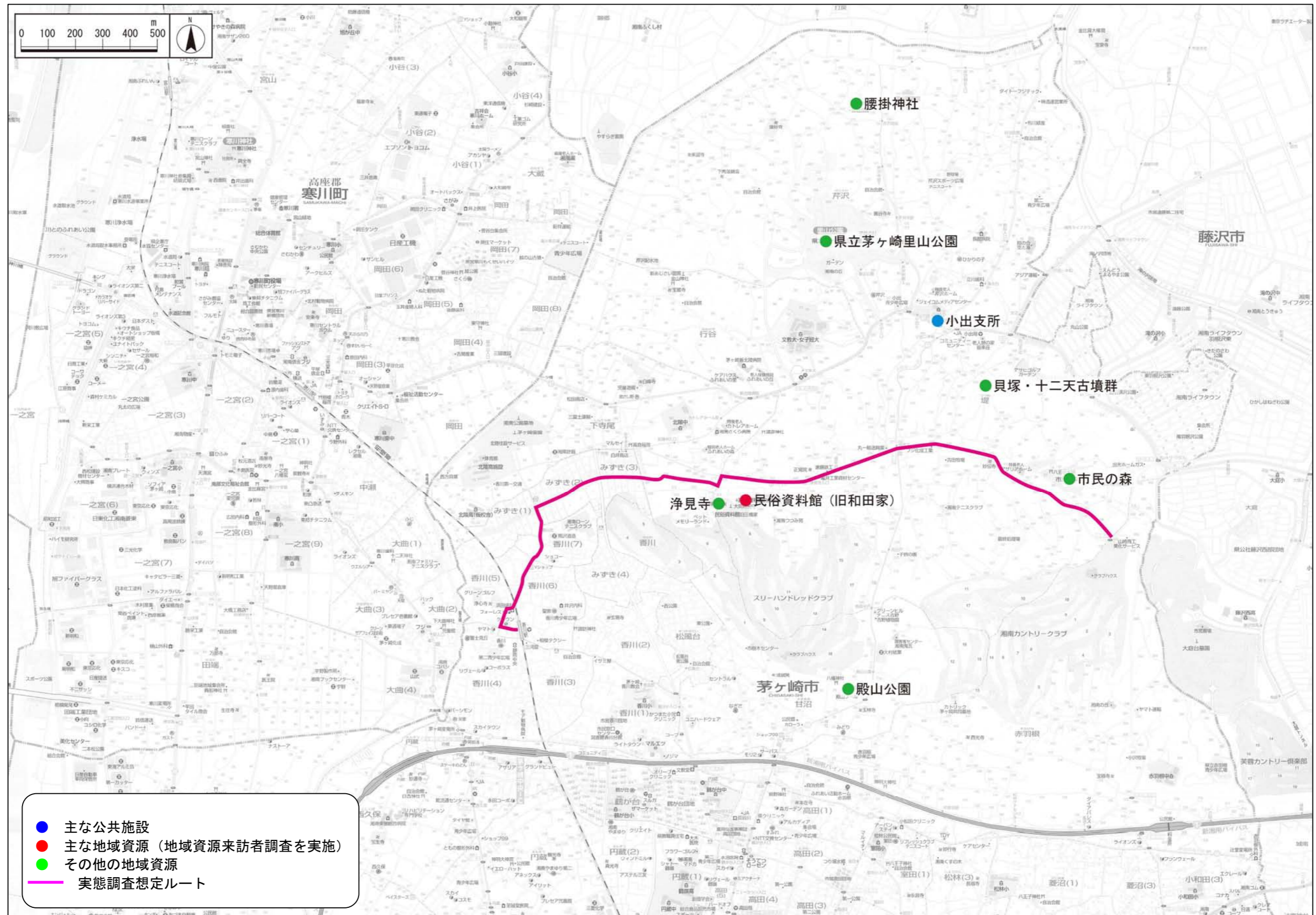
5-1 茅ヶ崎市の概要と公共サインの現況
(1) 茅ヶ崎市の概要 <ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市の歴史文化、自然環境ならびにまちづくりの考え方などについて整理し、公共サインガイドラインの策定に係る本市の特性を把握した。・茅ヶ崎市の地域資源について、既往資料等を取りまとめ、地域資源の回遊性向上を見据えた公共サインガイドラインの策定に係る基礎データを整理した。
(2) 上位・関連計画と関連事業 <ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市景観計画等の既往計画の整理、ならびに関係部署に対する聴取調査を行い、公共サインガイドライン策定に係る上位・関連計画及び関連事業を把握した。
(3) 公共サインに係る基礎データ <ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市の公共サインについて、既往資料等を整理するとともに、関係部署に対する聴取調査、市内の主要箇所における実態調査を行い、公共サインガイドライン策定に係る基礎データを整理した
5-2 公共サインに関する現状と課題
(1) 現状の課題把握のための調査 <ul style="list-style-type: none">・市内の主要区間における実態調査を行い、茅ヶ崎市の公共サインの現状と課題を把握した。・地域資源来訪者への聞き取り調査により、地域資源に係る既往サインの評価並びに公共サインに対する要望などを把握した。・市民の意識と行動を市民郵送調査により、公共施設および地域資源に係る既往サインの評価並びに公共サインに対する改善要望などを把握した。・先進事例について文献調査、訪問調査を行い、その特徴を整理した。
(2) 公共サインに関する課題とその対応の方向 <ul style="list-style-type: none">・ここまでの基礎的調査結果を総括し、茅ヶ崎市の公共サインに関する課題を取りまとめた。
5-3 望ましい公共サインのあり方
公共サインガイドライン案の検討 <ul style="list-style-type: none">・上記の課題を踏まえ、茅ヶ崎市における望ましい公共サインのあり方に関する総合的な検討を行い、「公共サインガイドライン」のあり方を、例示的に取りまとめた。
5-4 公共サインガイドライン策定に向けた今後の検討課題
次年度以降の検討課題 <ul style="list-style-type: none">・「公共サインガイドライン」の策定並びにその有効活用に向けての今後の検討課題、展開方策について取りまとめた。

6 今回実施した調査の概要

調査方法	実施概要
①行政・関係 機関調査	<p>【目的】①公共サインに関する基礎データ整理 ②地域資源に関する基礎データ整理</p> <p>【方法】・関係部署聴取調査に基づき、公共サインの設置状況及び公共サイン整備に関わる関連計画を把握 ・関係部署聴取調査に基づき、地域資源の利用状況に関する基礎データを把握</p> <p>【調査時期】平成21年6月</p> <p>【内容】《公共サインに関して》 （1）公共サインの種類・分布・設置主体 《地域資源に関して》 （2）地域資源の種類・分布・管理主体 （3）地域資源の入り込み （4）まち巡りコース</p>
②主要区間 における 公共サイン 実態調査	<p>【目的】市内の公共サインの設置状況の実態把握</p> <p>【対象】①駅南・海岸地域：サザン通り、高砂通り、雄三通り、鉄砲道 （サザン通り～雄三通りの区間） ②中心市街地：茅ヶ崎中央通り（茅ヶ崎駅前～ジャスコ茅ヶ崎店前 交差点の区間）、国道1号（茅ヶ崎中央通り～小出川の区間） ③北部丘陵地域：JR相模線香川駅～浄見寺、民俗資料館（旧和田家） ～市民の森</p> <p>【方法】現地調査に基づき、公共サインの設置状況を把握</p> <p>【調査時期】平成21年7月</p> <p>【内容】（1）公共サイン設置状況 （2）公共サインの視認性 （3）公共サインと地域景観との調和性 （4）公共サイン状況写真の撮影</p>
③事例調査 （文献調査）	<p>【目的】多様な地域・景観特性、設計思想に基づく公共サインガイドラインのあり方の把握</p> <p>【対象】静岡県、倉敷市、横浜市、旭川市、横須賀市</p> <p>【方法】文献調査</p> <p>【調査時期】平成21年5月</p> <p>【内容】公共サインガイドラインの概要 ・対象サイン、基本理念、基本方針、個別内容 等</p>
④事例調査 （訪問調査）	<p>【目的】①先進自治体の視察調査により、公共サイン整備の実体を把握 ②先進自治体の関係者へのヒアリングにより公共サインガイドライン策定にあたっての考え方及び課題対応に向けた方策の示唆を得た</p> <p>【対象】旭川市、横須賀市</p> <p>【方法】視察調査、ヒアリング調査</p> <p>【調査時期】平成21年11月</p> <p>【内容】（1）公共サイン設置箇所 （2）公共サインデザイン （3）公共サインガイドラインの策定までの経緯 （4）公共サインガイドラインの考え方（ポイント） ・庁内調整の仕組み、関係者協議の仕組み、住民協力の仕組み 等 （5）回遊性促進の考え方</p>

調査方法	実施概要
⑤市民郵送調査	<p>【目的】①市民による公共サインの活用状況・評価（設置場所・表示内容）の把握 ②日常の散策行動及び地域資源の来訪を促すための有効な情報、方策のあり方の把握</p> <p>【対象】20歳以上の本市在住者1,000人</p> <p>【方法】郵送法</p> <p>【調査期間】平成21年9月7日～9月25日</p> <p>【回収】571票（57.1%）</p> <p>【内容】《属性》性別、年齢、居住地区 《公共サインに関して》 （1）公共施設来訪時の公共サイン利用状況 （2）公共施設への来訪手段 （3）公共サインの評価 ・設置場所 ・表示内容 《地域資源の回遊促進に向けて》 （4）地域資源の認知度、来訪度、推奨度 （5）回遊を促進する情報や工夫 （6）公共サインと連携した対応 《日常の散策行動に関して》 （7）徒歩による散策行動 ・頻度、時間 （8）自転車による散策行動 ・頻度、時間</p>
⑥地域資源来訪者調査	<p>【目的】①主要な地域資源の来訪実態および当該資源に関する公共サイン評価の把握 ②日常の散策行動及び地域資源の来訪を促すための有効な情報、方策のあり方の把握</p> <p>【方法】以下の地域資源の来訪者へのアンケートによる留置・面接調査</p> <p>【対象】①茅ヶ崎市美術館（n=57） ②民俗資料館（旧和田家）（n=28） ③開高健記念館（n=79） ④サザンビーチちがさき（n=85） ※調査箇所は調査箇所位置図（9～12頁）を参照 ※補足調査として、⑤茅ヶ崎駅前にて、案内サインの利用者面接アンケートの実施（平成21年10月18日）（n=15）</p> <p>【調査期間】平成21年8月1日～8月31日</p> <p>【内容】《属性》性別、年齢、居住地区 《来訪実態》来訪目的、来訪頻度、移動手段、立ち寄り先、等 《公共サインに関して》 （1）当該施設に関わる公共サイン評価 ・公共サインの利用状況 ・案内・誘導サインの状況 ・解説サインの状況 《地域資源の回遊促進に向けて》 （2）地域資源の認知度、来訪度、推奨度 （3）回遊を促進する情報や工夫 （4）公共サインと連携した対応 《日常の散策行動に関して》 （5）徒歩による散策行動 ・頻度、時間 （6）自転車による散策行動 ・頻度、時間</p>

調査箇所位置図(その2)



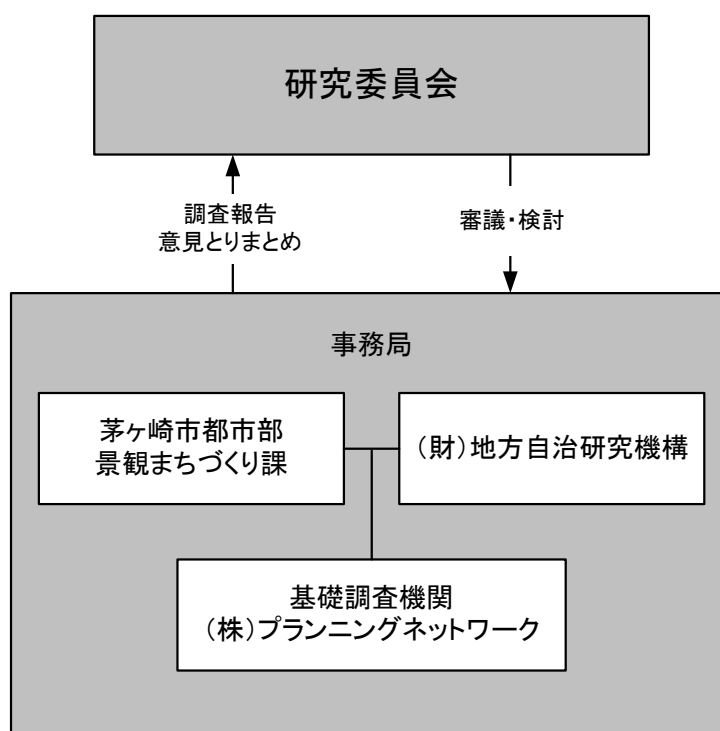
7 研究体制

7-1 実施主体

本研究は、茅ヶ崎市と（財）地方自治研究機構との共同調査研究事業として実施した。

7-2 実施体制

- ①本研究を進めるにあたり、学識経験者及び有識者等による研究委員会を設置し、審議・検討を行った。
- ②委員会のもとに事務局を設け、本研究の具体的な推進に必要な事務、調査、調整を行った。
- ③研究の専門性を確保し、かつ、事業を円滑に推進するために、基礎調査機関を選定し、研究業務の一部を委託した。



第一章 茅ヶ崎市の概要と公共サインに係る現況

1 茅ヶ崎市の概要 (⇒報告書 p25~)

【位置と地勢】 神奈川県の中南部に位置し、市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっている。気候は四季を通じて温暖で、夏は涼しく冬は暖かく、明治時代から戦前にかけては、湘南有数の別荘地だった。面積は35.76km²で県下19市の中では7番目に小さく、隣接する藤沢市・平塚市の約半分の面積となっている。

【歴史】 明治31年の茅ヶ崎駅開業を機に、温暖な気候に基づく別荘地・保養地としての発展がはじまった。昭和22年に神奈川県下で8番目の市として、単独市制を施行。その後、東京・横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平成元年に20万都市となり、平成15年には特例市に移行した。国木田独歩、開高健など著名な作家・文化人が、茅ヶ崎に居住・滞在していた。

【人口動態の推移】 人口、世帯数ともに増加傾向にあり、平成20年10月1日現在、人口232,237人、91,984世帯である。昭和55年から現在までの約30年間で、人口は約1.4倍、世帯数は約1.8倍に増加、1世帯あたり人員は一貫して減少傾向を続けている。自然動態は、出生数が比較的安定的に推移しているのに対し、死亡数は高齢者の増加により年々増加しており、全体として減少傾向にある。一方、社会動態は、平成7年を除き社会増を続けているが、その数は年により差が見られる。

【交通アクセスと通勤流動】 鉄道はJR東海道線と相模線が走っており、東京駅まで55分、横浜駅まで27分、新宿駅まで60分(湘南新宿ライン)、小田原駅まで30分で、それぞれ連絡されている。道路については、旧東海道に由来し東京~大阪を結ぶ国道1号が市中心部を東西に走り、海岸線には神奈川県横須賀市~大磯町を結ぶ国道134号が同じく東西に走っている。また、茅ヶ崎地域の渋滞緩和を目的とする新湘南バイパスが、藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまで開通している。市内に居住する就業者の約6割が市外で就業しており、そのうち約7割が東京・横浜・藤沢に通勤している。一方、市内で働く就業者の約3割は市外居住者で、そのうち約7割が藤沢・平塚・寒川・横浜から通勤している。

【観光】 市の最大の観光資源である海岸部では、年間を通じて海や砂浜を舞台にしたイベントが催されており、なかでも7月の「浜降祭」と、8月の「サザンビーチちがさき花火大会」は多くの観光客でにぎわう。北部丘陵地帯には、豊かな自然や史跡が見られ、県立茅ヶ崎山公園や市民の森・観光農園での果樹のもぎ取りなどを楽しむことができる。4月下旬に浄見寺などで行われる「大岡越前祭」は、茅ヶ崎市の春の祭典として、市内外の人に親しまれており、前述の「浜降祭」「サザンビーチちがさき花火大会」と並んで市の三大イベントの一つとなっている。

■浜降祭



■サザンビーチちがさき花火大会



■大岡越前祭



■茅ヶ崎市の位置



人口：232,237人
(平成20年10月1日)
面積：35.76km²

出典：ちがさき都市マスタープラン

2 上位・関連計画と関連事業 (⇒報告書 p36~)

○上位・関連計画

- ・茅ヶ崎市新総合計画 基本構想ほか
- ・ちがさき都市マスタープラン
- ・茅ヶ崎市景観計画
- ・茅ヶ崎海岸グランドプラン
- ・茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画
- ・ちがさき自転車プラン

○関連事業

- ・みちの愛称事業
- ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業
- ・コミュニティバス「えほし号」の運行
- ・自転車通行環境整備に関するモデル地区の指定
- ・その他関連機関の事業



■方針図

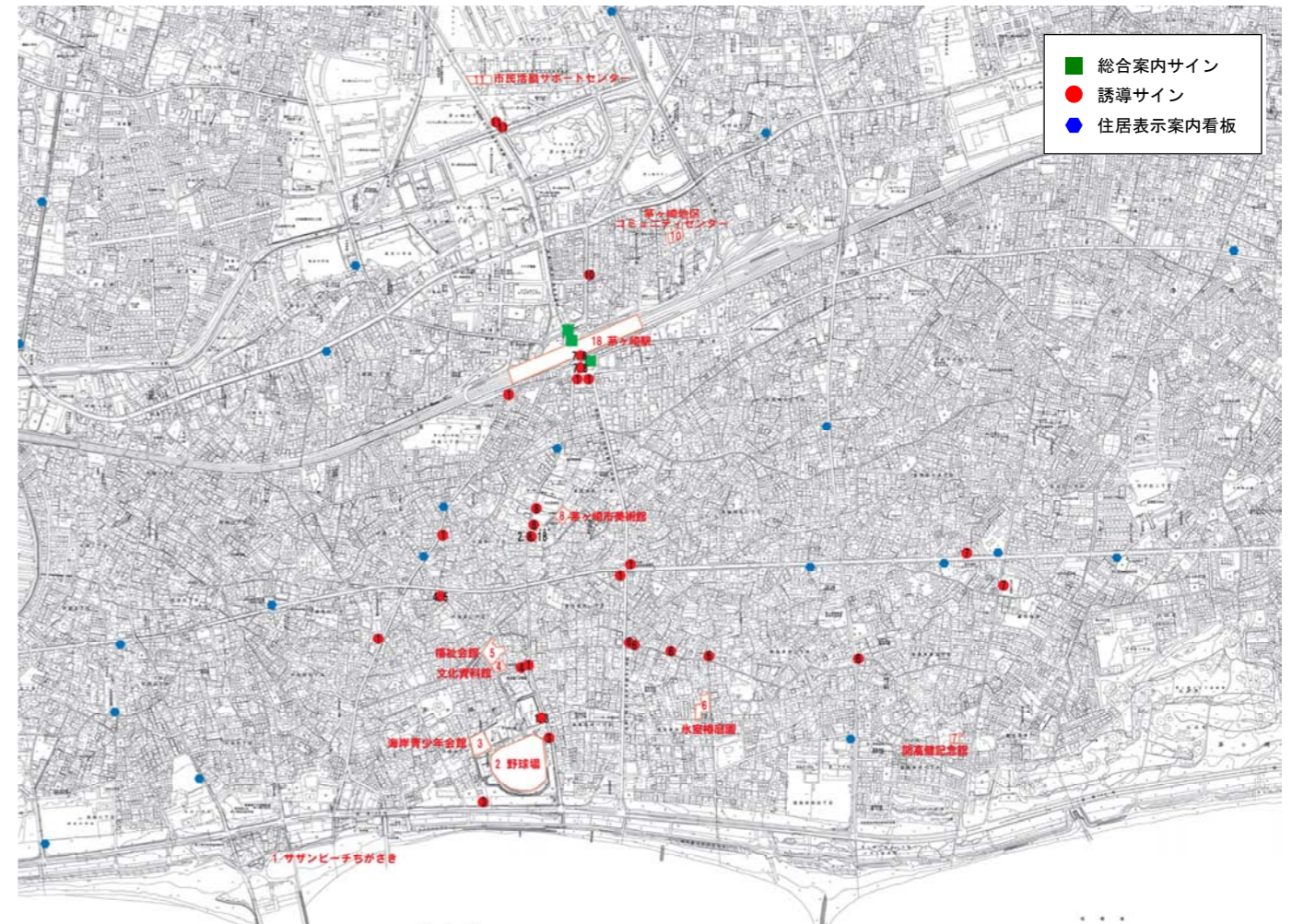


■景観構造図

出典：茅ヶ崎市景観計画

3 公共サインに係る基礎データ (⇒報告書 p61~)

茅ヶ崎市における公共サイン整備に係る庁内の設置主体は12の課にわたっている。本研究の主な対象となる案内サイン、誘導サインの設置状況のプロット図を作成し、以降の調査・検討の基礎情報とした。



■案内サイン・誘導サイン・住居表示街区案内図の分布図(南側)

第二章 公共サインに関する現状と課題

1 現状と課題把握のための調査 (⇒報告書 p67~)

- 公共サインに関する課題把握のために①実態調査、②意識調査、③事例調査を実施した。
- ①市内の主要区間における実態調査を行い、茅ヶ崎市の公共サインについての現状と課題を把握した。
 - ②地域資源来訪者への聞き取り調査により、地域資源に係る既往サインの評価並びに公共サインに対する要望などを把握した。また、市民の意識と行動アンケート調査により、公共施設および地域資源に係る既往サインの評価並びに公共サインに対する改善要望などを把握した。
 - ③先進事例について文献調査、訪問調査を行い、その特徴を整理した。

2 公共サインに係る課題とその対応の方向

2-1 茅ヶ崎市公共サインに係る課題

(1) 道しるべとしての利用に係る事項 (⇒報告書 p180~)

【公共サインの道しるべとしての利用率】

- 公共施設への来訪に際しての公共サインの道しるべとしての利用率は、「利用する」、「ときどき利用する」を合わせて4割強。
 - 地域資源来訪者の利用実態については、実際の公共サインのそれぞれの整備状況にも左右されるためばらつきはあるが、「利用した」とする人は1割から3割強。
- 【公共サインの他に道しるべとして利用するもの】
- 「通りの名称」、「交差点の名称」が4割以上、「住居表示街区案内地図」も約2割が利用。
 - 地域資源別の傾向については、実際の整備状況の差などに左右されるため施設ごとのばらつきが大きかった。

【公共施設への道程での公共サインの利用状況】

各項目	人数 (人)	割合 (%)
利用する	83	14.5
ときどき利用する	146	25.6
どちらとも言えない	49	8.6
あまり利用しない	170	29.8
利用しない	111	19.4
無回答	12	2.1
合計	571	100.0

【公共施設への道程での公共サイン以外の道しるべ】

各項目	人数 (人)	割合 (%)
通りの名称	297	52.0
交差点の名称	290	50.8
交差点角の建物	150	26.3
通り沿いの建物	182	31.9
高い建物	25	4.4
公共施設(公園等)	171	29.9
神社・仏閣	52	9.1
人通り	12	2.1
住居表示街区案内地図・広域避難場所案内図	108	18.9
その他	49	8.6

(2) 公共サインの分かりやすさに係る事項 (⇒報告書 p182~)

【公共サイン全般】

- 「特徴がなく気づきにくい」、「設置数が少なく情報不足」、「分かりにくい(文字の大きさ、絵文字、色使い、掲載情報の少なさ、デザインの不統一)」といった課題。

【市内公共サインの設置に関する問題点】

各項目	人数 (人)	割合 (%)
看板の設置場所が悪く、情報が見えにくい	83	14.5
看板の設置数が少なく、情報不足である	152	26.6
看板の設置数が多く、分かりにくい	8	1.4
看板自体に特徴がなく、気づきにくい	228	39.9
看板の設置場所が不適切で、せっかくの情報が活かされていない	55	9.6
特に改善すべき点はない	142	24.9
その他	41	7.2

【市内公共サインの表示に関する問題点】

各項目	人数 (人)	割合 (%)
文字が小さくて分かりにくい	150	26.3
看板に絵文字の表示がなく、分かりにくい	63	11.0
表示されている絵文字自体が分かりにくい	36	6.3
表示されている道路や施設の情報が少なくて役に立たない	112	19.6
表示されている道路や施設の情報が多すぎて分かりにくい	11	1.9
表示されている色のコントラストが悪く、分かりにくい	56	9.8
サインに統一感がなく分かりにくい	60	10.5
特に改善すべき点はない	158	27.7
その他	73	12.8

公共サインの整備不足(案内サインは市内5基)



「文字が小さく分かりにくい」
「絵文字の表示がなく分かりにくい」



【個別地域資源を対象とした課題】

- 公共サイン全般と同様に、「特徴がなく気づきにくい」、「設置数が少なく情報不足」、「分かりにくい(文字の大きさ、絵文字、色使い、掲載情報の少なさ、デザインの不統一)」などが課題として挙げられた。

「サインに統一感がなく分かりにくい」



「看板自体に特徴がなく気づきにくい」



(3) 地域資源の回遊促進に係る事項 (⇒報告書 p189~)

【市民の地域資源巡りの実態】

- 地域資源巡りを月1回以上行っている市民は3割弱。

【個別地域資源における回遊性の実態】

- 同時回遊性が2割以上のコースは、「開高健記念館⇨サザンビーチ」、「民俗資料館⇨浄見寺」、「民俗資料館⇨茅ヶ崎里山公園」のみ。

【公共サイン自体に求められる地域資源回遊誘発の方策】

- 「誘導サイン自体の充実」、「周辺の地域資源の場所の情報掲載」、「地域資源の旬の情報掲載」が、「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合が7割超。

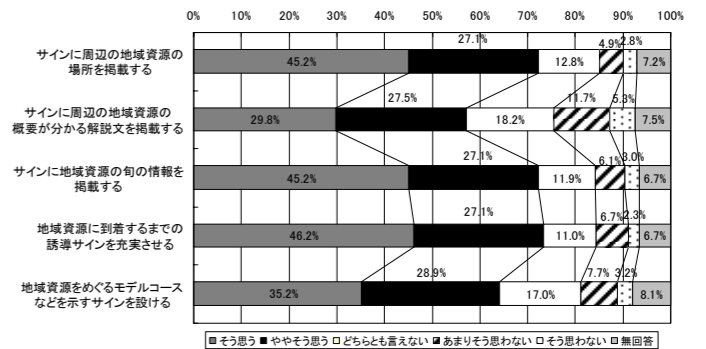
【公共サインとの連携が求められる地域資源回遊誘発の方策】

- 「マップとの連携」が、「そう思う」「ややそう思う」を合わせて8割強。「美しい風景を見ることが出来るスポットの整備」、「休憩所の充実」のハード系の整備も「そう思う」「ややそう思う」を合わせて7割超。
- 「コミュニティバスとの連携」、「観光案内所の充実」の割合も「そう思う」「ややそう思う」を合わせて6割強。

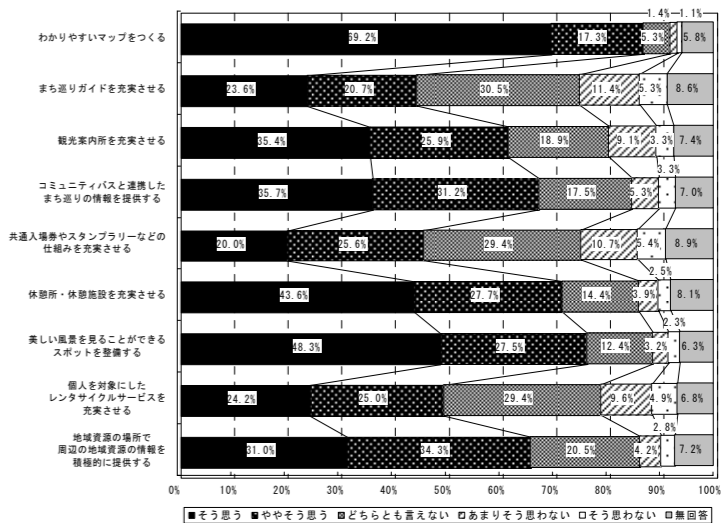
【認知度、来訪度、推奨度が高い地域資源】

認知度高	「サザンビーチ」、「茅ヶ崎里山公園」、「鶴嶺八幡宮」、「市美術館」、「茅ヶ崎公園」など
来訪度高	「サザンビーチ」、「茅ヶ崎里山公園」、「鶴嶺八幡宮」、「茅ヶ崎公園」、「市美術館」など
推奨度高	「サザンビーチ」、「茅ヶ崎里山公園」、「氷室椿庭園」、「浄見寺」、「高砂緑地」など

【公共サイン自体に求められる地域資源回遊誘発の方策】



【公共サインとの連携が求められる地域資源回遊誘発の方策】



第二章 公共サインに関する現状と課題

(4) 実態調査からのその他の課題 (⇒報告書 p194~)

- 地図のデフォルメが著しいため、正しい情報の提供となっていない



- 一つの施設への案内に様々なデザインの公共サインが混在している



- 設置年度により通り名称の不統一など掲載情報の不統一が見られる



- 設置場所や大きさなどに難があり、案内図の機能を果たしていない



- 設置場所や大きさなどに難があり、視認性が低い



- 入口案内、施設名板、注意看板がバラバラに設置されている



- 市内部の異なる部署がそれぞれに公共サインを設置している。関係部署間での協議・調整により公共サインの集約化を図ることも大切なポイント



- 通り名に愛称の表記が行われていない



2-2 課題のまとめと対応の方向

(1) 公共サインとしての分かりやすさに係る事項 (⇒報告書 p199~)

【課題】

- 公共サインの整備が不十分
- 公共サイン案内のシステムが確立されていない
- 公共サインの表示に不適切なものが見られる
- 掲載情報の不統一
- 様々な設置主体によるサイン類の混在

【対応】

- ①体系的な公共サインシステムの構築
 - 何を案内するのか(案内施設・資源)を定める
→段階に応じた案内施設・資源の整理
 - どこから案内するのか(案内基点)を定める
→段階に応じた案内基点の整理
 - 位置確認のための適切な情報提供のあり方
→点情報としての「住居表示街区案内図」などの活用
→線情報としての「通り名称」の活用
- ②公共サインの表示に関するルール確立
 - 使用書体、文字の大きさ、色使い、表示面の向き、掲出高さなど分かりやすくするための基準づくり
 - 国等の定める各種基準の準拠、ユニバーサルデザインの配慮

(2) 地域資源の回遊促進に係る事項 (⇒報告書 p201~)

【課題】

- 誘導サインの充実が求められている
- 案内マップとの連携が強く求められている

【対応】

- ①地域資源に対する案内・誘導サインの充実
 - 地域資源の認知度・来訪度・推奨度に応じた対応
 - 通り名称サインの活用
→誘導サインと通り名称サインの連携
 - 住居表示街区案内図の活用
→住居表示街区案内図中へ地域資源位置をプロット
- ②案内マップとの連携の強化(参考)
 - 各種の地域資源の案内マップの掲載情報を統一
 - 案内マップを駅前や主要な来訪地点で入手できる体制づくり

(3) その他検討事項 (⇒報告書 p204~)

- 「高砂緑地」としての一括表示と案内・誘導
- 公共サインに係る庁内体制

通り名称サインの活用



第三章 望ましい公共サインのあり方

1 対象とする公共サイン (⇒報告書 p205~)

(1) 公共サインガイドラインに基づき整備を目指す公共サイン

【設置主体と種類】 茅ヶ崎市が設置する公共サインのうち案内サイン、誘導サイン、解説サイン

【対象者】 歩行者・自転車(最終的には自動車等を対象とした公共サインについても次年度に検討し公共サインガイドラインで対象とするサインの範囲を明らかにする)

(2) 協力等を依頼する主体および情報ツール

- ・道路管理者(国、県)
- ・鉄道・バス事業者(JR東日本、神奈川中央交通など)
- ・宗教法人・市民団体
- ・その他関係機関(河川管理者、県営施設管理者等)

【その他公共サインとの連携が求められるもの】

- ・観光案内所等
- ・市を含めた公共機関
- ・民間機関に対する積極的な情報提供

2 基本理念 (⇒報告書 p207~)

- (1) 利用者の視点に立った分かりやすい公共サインの整備
- (2) 湘南の快適環境都市に相応しい良好な景観形成に寄与する公共サインの整備
- (3) 茅ヶ崎市固有の地域資源に対する観光来訪、回遊の促進に寄与する公共サインの整備

3 公共サイン整備の基本方針 (⇒報告書 p209~)

公共サイン整備にあたっての基本方針として定めるべき各種基準等の要点を以下に示す。

基準として示した具体的な数値等については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン(平成19年7月 国土交通省)」を参考に定めている。

(1) 共通基準 (⇒報告書 p209~)

① 使用書体

- 視認性に優れたゴシック体とする。

② 文字の大きさ

- 視距離に応じた文字の大きさを考え、以下を基本とする。

案内サイン：およそ1m程度の距離からの視認を想定
和文9mm、英文7mm

誘導サイン：およそ20m程度の距離からの視認を想定
和文80mm、英文60mm

③ ピクトグラム

- JIS案内図用記号を使用を基本とし、独自のピクトグラムは原則として用いない。
- 各施設が有するトレードマークやコーポレートマークは、公共サインへの表示は原則として行わない。

④ 色 彩

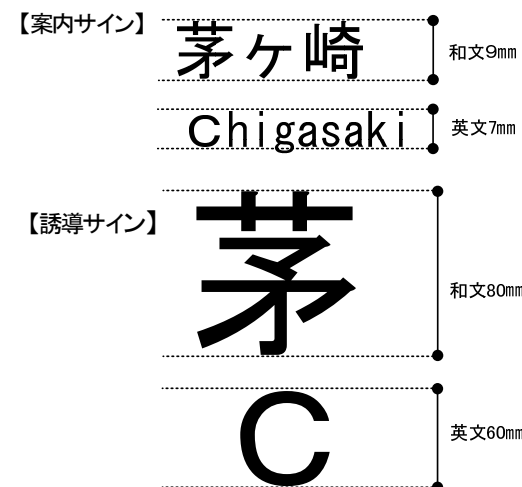
- 分かりやすい色彩を考え、以下を基本とする
- ・使用する文字色と地色の明度差を5以上とする
- ・案内図等において、公園緑地や河川、海などを示す場合は、それらが違和感なく自然に見える色彩を用いる

⑤ 簡略表記

- 表示内容の簡潔化のため、必要に応じて施設名称を簡略化する。簡略施設名称については別途定める。

⑥ 外国語の表記

- 英語とローマ字の組み合わせを基本とし、ローマ字はヘボン式とする。



(2) 案内サイン (⇒報告書 p211~)

① 表示面の大きさ、掲載する地図類の縮尺、方位など

- 表示面の大きさは、一目で見渡せる適切な大きさとし、およそ1m四方内に収まるサイズを基本とする。
- 掲載する地図は、距離感が分かる正確な地図とし、バースケールを併せて表示する。
- 掲載する地図の向きは、利用者の見る方向に合わせて方位を設定し、方位マークを併せて表示する。
- 掲載する地図には、見ている場所が分かるように「現在地」の表示を行う。
- 地図の中に表記する「現在地」の表示は、視認性の高い、赤系の色彩の文字を用いる。

② 情報掲載基準

- 案内サインの掲載情報については、関係者等との協議に基づき、別途掲載基準を定め、段階的に整理する。
- 案内サインに示す道路名称は、愛称名称が定められているものについては、愛称名称での統一を図る。

《参考》

基本掲載資源：茅ヶ崎駅、サザンビーチ、茅ヶ崎里山公園、高砂緑地、中央公園、市民の森 など
サブ掲載資源：鶴嶺八幡宮、浄見寺、民俗資料館、旧相模川橋脚、氷室椿庭園、開高健記念館 など

③ 配置基準

- 案内サインの配置基準については、関係者との協議に基づき、別途配置基準を定め、段階的に配置する。
- 案内サインの機能を補完するものとして、住居表示街区案内図や、広域避難図の活用を図り、これらの公共サインについても、案内サインに準じた掲載情報を行う。

《参考》

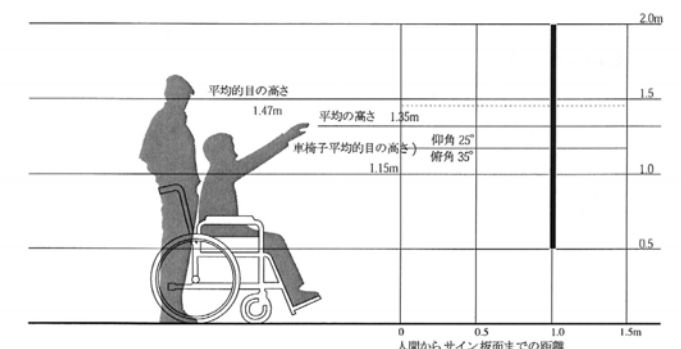
基本基点：来訪行動などの玄関口となる場所・・・茅ヶ崎駅、まとまった駐車場が確保できる場所 など
サブ基点：多くの来訪者が訪れる場所・・・サザンビーチ、茅ヶ崎里山公園 など
確認基点：来訪行動の確認のための場所・・・主要交差点、分岐点 など

④ 表示面と器具のデザイン

- 案内サインは、原則として独立板型とする。
- 設置場所の有効利用、景観整理の観点から、誘導サインなどとの集約についても配慮する。
- 案内サインのデザインは周囲の景観と調和するシンプルなデザインとする。
- 器具の見えやすい部分に、現在地の住所を記載するとともに、愛称道路名称の記載など、利用者にとって有効な位置確認情報の掲載も行う。
- 今後の具体的なデザインイメージについては茅ヶ崎らしさの表現についても検討する。

⑤ 表示面の向きと掲出高さ

- 案内サインは、利用者の動線と直角な向きに設けることを基本とする。
- 空間上の制限などから動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から案内サインの存在が視認できるよう配慮する。
- 案内サインを視覚障害者誘導ブロックのある歩道上に設置する場合については、公共サインの設置方向は、進行方向に対して平行に設置することを基本とし、視覚障害者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくする。
- 掲出高さについては、直立した人と車椅子利用者の中間の視点である、床面から1.35m程度の高さを表示面の中心とし、表示面上端と下端が両者の視野に入るようにする。



第三章 望ましい公共サインのあり方

(3) 誘導サイン (⇒報告書 p214~)

①表示する情報内容

- 誘導サインの乱立による案内・誘導機能の低下および景観の混乱を避けるために、表示する情報内容については、関係者等との協議に基づき、別途基準を定め、段階的に整理するものとする。

《参考》

基本誘導資源：茅ヶ崎駅、サザンビーチ、茅ヶ崎里山公園、高砂緑地、中央公園、市民の森 など
 サブ誘導資源：鶴嶺八幡宮、浄見寺、民俗資料館、旧相模川橋脚、氷室椿庭園、開高健記念館 など

②配置基準

- 利用者の行動実態に則した誘導サインとするために、配置基準については、最寄りの愛称通りからの誘導を基本とする。
- また、愛称通りからの誘導を補完するものとして、コミュニティバスのバス停からの誘導についても考慮し、コミュニティバスバス停の活用(バス停への共架、裏面への掲載など)を図るものとする。

(4) 解説サイン (⇒報告書 p214~)

- 解説サインについては、本体のデザインを統一することを基本とする。表示面についても、共通基準に示した文字の大きさなどに準ずるものとするが、歴史的な資源などに対する解説が多いことから、使用書体については、これらの雰囲気と馴染みやすい、明朝体の使用を基本とする。

(5) その他の公共サイン (⇒報告書 p214~)

通り名称サイン

- 最寄りの愛称通りからの施設・資源への誘導を基本とすることから、通り名称サインの充実を図る。
- 通り名称サインの表記は、愛称通り名を基本とする。
- また、目的地への経路として愛称通りを利用するうえでの機能性・利便性を高めることから、愛称通りが交差する交差点においては、交差点利用者が視認でき、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に、それぞれの通り名称サインを設置することを基本とする。

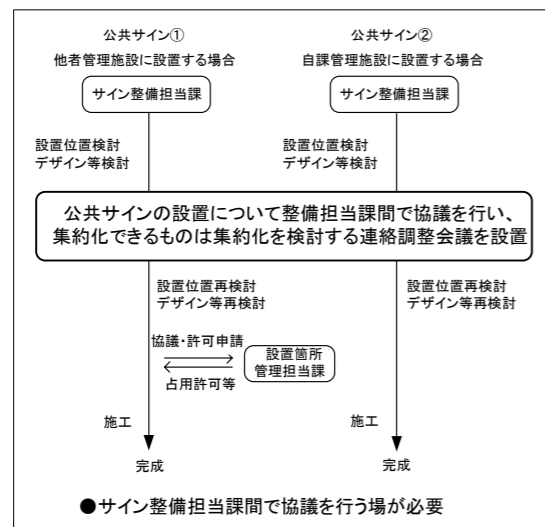
4 公共サインガイドラインの推進 (⇒報告書 p215~)

(1) 体制づくり

- (仮称) 連絡調整会議
- 公共サインカルテ

(2) 公共サインの更新

- 連絡調整会議のもとでの公共サイン更新



■庁内の連絡調整会議およびそれを組み込んだサインの更新の流れ(イメージ)

■公共サインカルテのイメージ(その1)
 (出典:小田原市公共サインデザインマニュアル)

第四章 公共サインガイドライン策定に向けた今後の検討課題

1 自動車を対象とした公共サインのあり方 (⇒報告書 p219~)

- 自動車を対象とした、案内・誘導情報の提供の実態把握
- 地点の案内標識における著名地点としての掲載
- 経路の案内標識における愛称通りの名称の記載

2 民間事業者等との連携 (⇒報告書 p220~)

- (仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例との連携
- 民間事業者が設置する屋外広告物への協力依頼

3 地域住民との協働 (⇒報告書 p220~)

- 公共サインの日常的管理に対する協力
- 公共サインの民地への設置に対する協力

地域住民との協働の例



4 公共サインにおける民間情報の掲載のあり方 (⇒報告書 p221~)

- 公共サインにおけるランドマークとしての民間施設の情報掲載
- 民間広告の掲載による維持管理費の確保

民間広告の掲載による維持管理費の確保例(東京都内)



5 ユニバーサルデザインへの配慮 (⇒報告書 p221~)

第一章 茅ヶ崎市の概要と公共サインに係る現況

第一章 茅ヶ崎市の概要と公共サインに係る現況

1 茅ヶ崎市の概要

ここでは、本市の地勢や歴史、人口動態、交通アクセス、観光資源等の概要について取りまとめる。

1-1 位置と地勢

神奈川県の中南部に位置し、市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵から形成されている。気候は四季を通じて温暖で、夏は涼しく冬は暖かく、明治末期から戦前にかけては、湘南有数の別荘地だった。

面積は 35.76 km²で、県下 19 市の中では 7 番目に小さく、隣接する藤沢市・平塚市の約半分の面積となっている。



出典：ちがさき都市マスタープラン

図表 1-1 茅ヶ崎市の位置

1-2 歴史

明治 31 年の茅ヶ崎駅開業を機に、温暖な気候に基づく別荘地・保養地としての発展が始まった。

明治 32 年に設立された結核療養所「南湖院」が全国から多くの患者を集め、明治 41 年には文豪国木田独歩が入院し、新聞に連日報道されたことで、茅ヶ崎の名が広く世に知られる契機となった。

昭和 22 年に神奈川県下で 8 番目の市として、単独市制を施行。その後、東京・横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平成元年に 20 万都市となり、平成 15 年には特例市に移行した。

以下のような作家・文化人が、茅ヶ崎に居住・滞在していた。

- ・箕作麟祥（法学者、茅ヶ崎の別荘族の一人、一族から博士を 400 名輩出）
- ・大手拓次（詩人、南湖院にて逝去）
- ・開高健（小説家）
- ・国木田独歩（前期自然主義の小説家、南湖院にて逝去）
- ・斉藤昌三（書誌学者。市立図書館名誉館長）
- ・八木重吉（詩人。茅ヶ崎小学校の西側に住んでいた）
- ・柳田国男（民俗学者・小説家。義父の別荘が茅ヶ崎にあった）
- ・平塚らいてう（女性解放運動家。姉の南湖院入院により茅ヶ崎を訪れる）
- ・小津安二郎（映画監督。茅ヶ崎館を定宿とし、多くのシナリオを執筆）

1-3 人口動態の推移

人口、世帯数ともに増加傾向にあり、平成20年（10月1日現在）の人口は232,237人。世帯数は91,984世帯である。

昭和55年から現在までの約30年間で、人口は約1.4倍、世帯数は約1.8倍に増加、1世帯あたり人員は一貫して減少傾向を続けている。

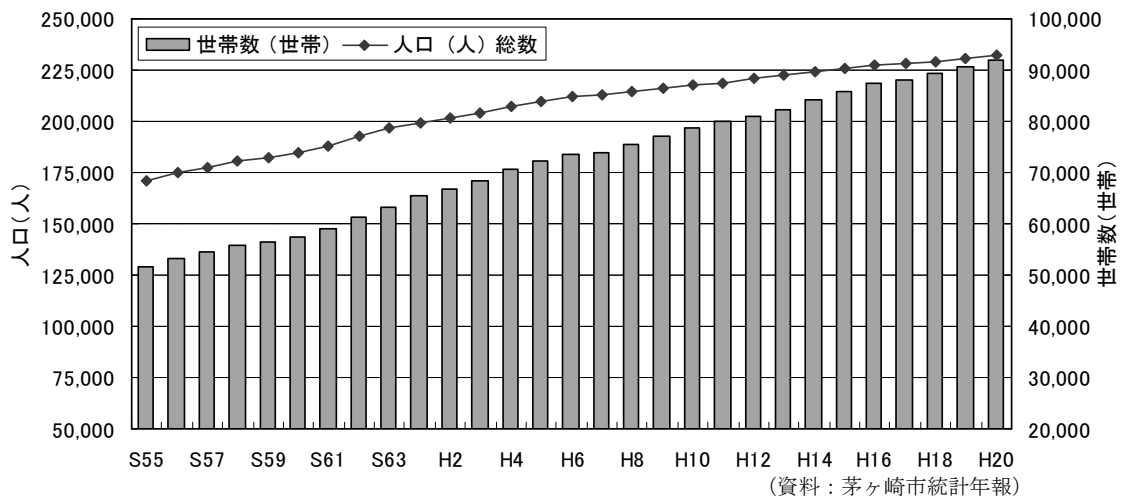
自然動態は、出生数が比較的安定的に推移しているのに対し、死亡数は高齢者の増加により年々増加しており、全体として減少傾向にある。一方、社会動態は、平成7年を除き社会増を続けているが、その数は年により差が見られる。

(各年10月1日現在)

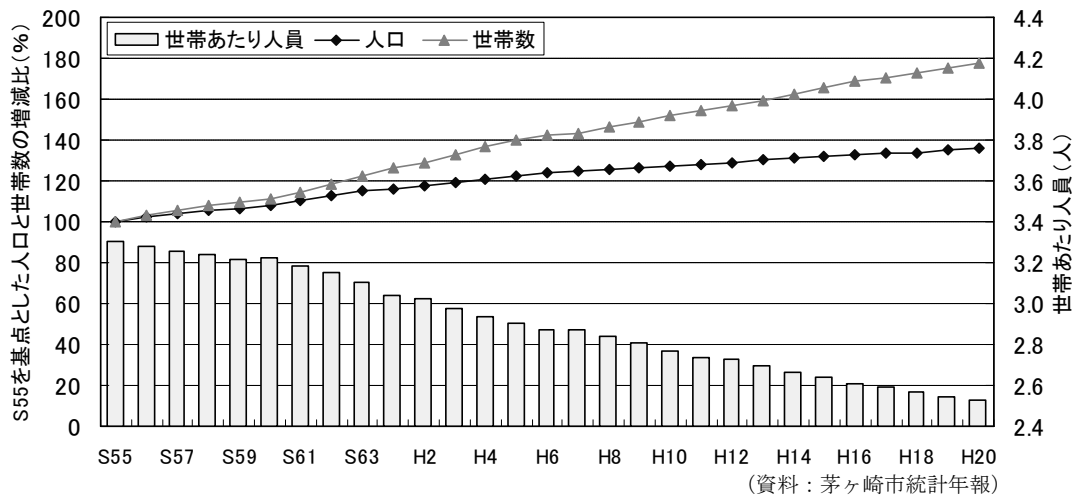
	人口（人）			人口増加率 （％）	世帯数 （世帯）	世帯あたり 人員（人）
	総数	自然増減	社会増減			
昭和55年	171,016	1,349	1,629		51,715	3.31
昭和56年	174,793	1,199	2,365	2.21%	53,309	3.28
昭和57年	177,664	1,357	1,602	1.64%	54,536	3.26
昭和58年	180,484	1,183	1,276	1.59%	55,732	3.24
昭和59年	182,264	1,181	836	0.99%	56,604	3.22
昭和60年	185,030	964	1,697	1.52%	57,377	3.22
昭和61年	188,217	875	2,525	1.72%	59,076	3.19
昭和62年	193,052	933	3,599	2.57%	61,254	3.15
昭和63年	196,487	917	2,476	1.78%	63,328	3.10
平成元年	198,972	731	2,455	1.26%	65,502	3.04
平成2年	201,675	713	1,742	1.36%	66,729	3.02
平成3年	203,848	705	1,285	1.08%	68,539	2.97
平成4年	207,237	759	2,678	1.66%	70,619	2.93
平成5年	209,575	675	1,548	1.13%	72,237	2.90
平成6年	211,878	756	1,966	1.10%	73,677	2.88
平成7年	212,874	756	-214	0.47%	74,032	2.88
平成8年	214,364	633	978	0.70%	75,547	2.84
平成9年	216,015	668	880	0.77%	77,019	2.80
平成10年	217,851	645	1,090	0.85%	78,747	2.77
平成11年	218,796	588	1,348	0.43%	79,901	2.74
平成12年	220,809	747	1,058	0.92%	80,959	2.73
平成13年	222,459	598	389	0.75%	82,414	2.70
平成14年	224,469	564	1,370	0.90%	84,161	2.67
平成15年	226,106	588	1,247	0.73%	85,737	2.64
平成16年	227,659	544	884	0.69%	87,273	2.61
平成17年	228,420	308	490	0.33%	87,992	2.60
平成18年	228,879	321	412	0.20%	89,240	2.56
平成19年	230,565	501	1,191	0.74%	90,732	2.54
平成20年	232,237	391	1,409	0.73%	91,984	2.52

(出典：茅ヶ崎市統計年報)

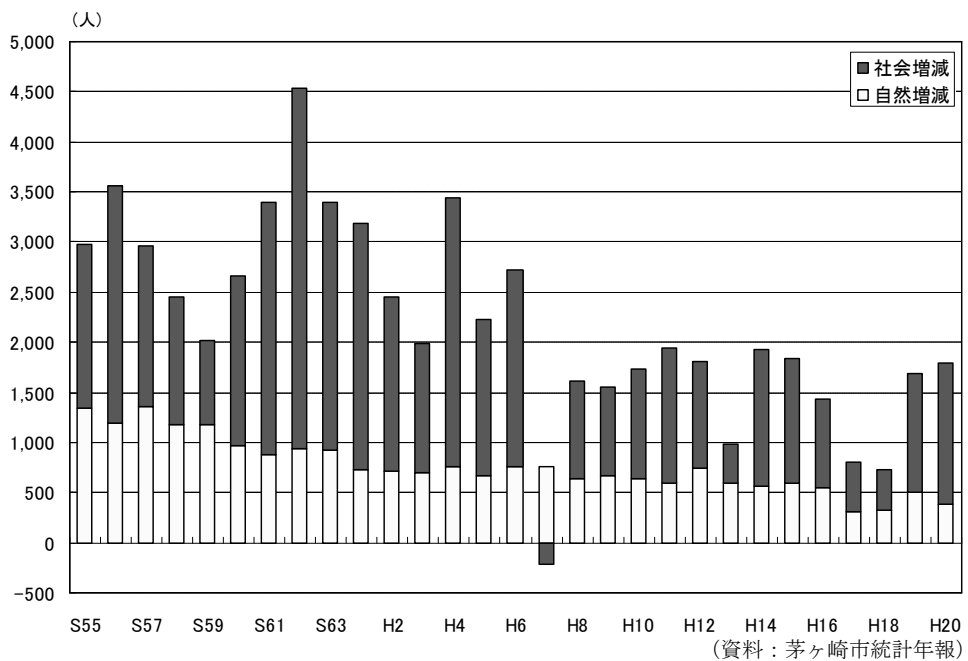
図表1-2 人口と世帯数の推移



図表 1-3 人口と世帯数の推移



図表 1-4 昭和 55 年を起点とした人口と世帯数の推移



図表 1-5 自然動態と社会動態の推移

1-5 観光

(1) 観光イベント

本市の最大の観光資源である海岸部では、年間を通じて海や砂浜を舞台にしたイベントが催されており、中でも7月の「浜降祭」と、8月の「サザンビーチちがさき花火大会」は多くの観光客でにぎわう。

北部丘陵地帯には、豊かな自然や史跡が見られ、県立茅ヶ崎里山公園（以下「茅ヶ崎里山公園」という。）や市民の森・観光農園での果樹のもぎ取りなどを楽しむことができる。

4月下旬に浄見寺などで行われる「大岡越前祭」は、本市の春の祭典として、市内外の人に親しまれており、前述の「浜降祭」「サザンビーチちがさき花火大会」と並んで市の三大イベントの一つとなっている。

■大岡越前祭り



出典：茅ヶ崎市 HP

■浜降祭



出典：茅ヶ崎市 HP

■サザンビーチちがさき花火大会



出典：茅ヶ崎市 HP

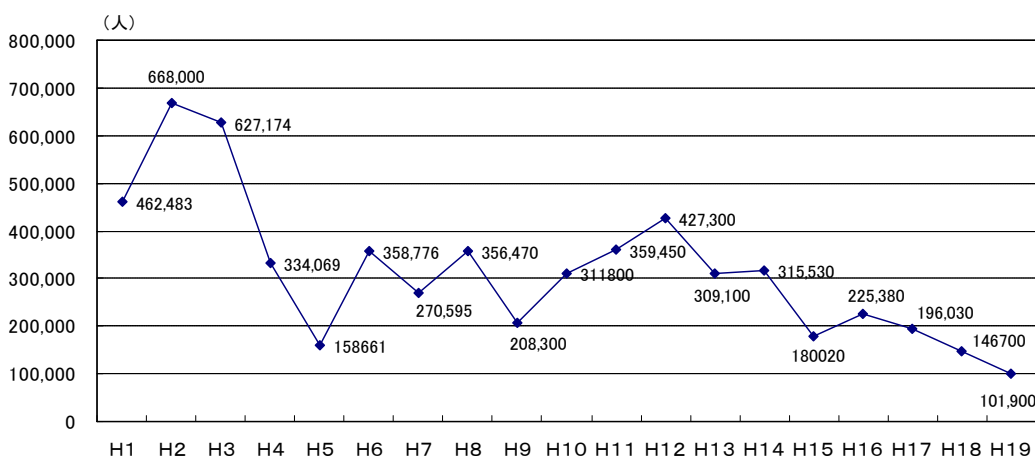
■市内の主な行事

1月	1日 2・3日 成人の日	初日の出（茅ヶ崎海岸） 箱根駅伝（国道134号） 高南一周駅伝競走大会
2月	3日 中旬	節分祭（第六天神社・円蔵寺） 梅祭り（高砂緑地）
3月	日曜日 中旬	椿祭り（氷室椿庭園） 湘南国際マラソン
4月	初旬 中旬 中旬 下旬	桜の花見 大岡越前祭・産業フェア 春の市民まつり（中央公園） 湘南祭（サザンビーチちがさき）
6月		さかなの市（茅ヶ崎漁港）
7月	第1土曜 海の日 中旬～下旬 下旬 最終土曜日	サザンビーチちがさき海開き 茅ヶ崎海岸浜降祭（西浜海岸） もも狩り（観光農園） ほのぼのビーチフェスティバル サザンビーチフェスタ
8月	第1金曜 第1土曜 8月上旬～9月上旬 8月下旬～9月下旬	なんでも夜市（中央公園） サザンビーチちがさき花火大会 なし・ぶどう狩り（観光農園） 栗ひろい（観光農園）
9月	第1日曜 中旬 9月下旬～11月中旬	アマチュアサーフィンコンテスト （ヘッドランド周辺） 観光地引き網 茅ヶ崎市文化祭（市民文化会館）
10月	上旬 中旬	畜産まつり（里山公園） 花と野菜のまつり（萩園東土地改良地内）
11月	3日 中旬	市民ふれあい祭り（中央公園） レインボーフェスティバル（里山公園） かき・キウイ狩り（観光農園）
12月	27日	だるま市（第六天神社）

(2) 主な地域資源の概要と入り込み客数の状況

サザンビーチちがさき

正面に「えぼし岩」、東に「江の島」、西に「富士山」を見る湘南の雰囲気を感じる海水浴場で、7・8月の海水浴シーズンにはたくさんの海水浴客で賑わう。サザンビーチちがさき（以下「サザンビーチ」という。）の東の一角にあるサザンビーチモニュメント「茅ヶ崎サザンC」は、茅ヶ崎の頭文字のCをかたどったビーチのシンボルで、別名「縁結びの輪」と呼ばれていることから、縁結びのスポットとしても知られている。



年度	入込客数 (人)
平成元年度	462,483
平成2年度	668,000
平成3年度	627,174
平成4年度	334,069
平成5年度	158,661
平成6年度	358,776
平成7年度	270,595
平成8年度	356,470
平成9年度	208,300
平成10年度	311,800
平成11年度	359,450
平成12年度	427,300
平成13年度	309,100
平成14年度	315,530
平成15年度	180,020
平成16年度	225,380
平成17年度	196,030
平成18年度	146,700
平成19年度	101,900

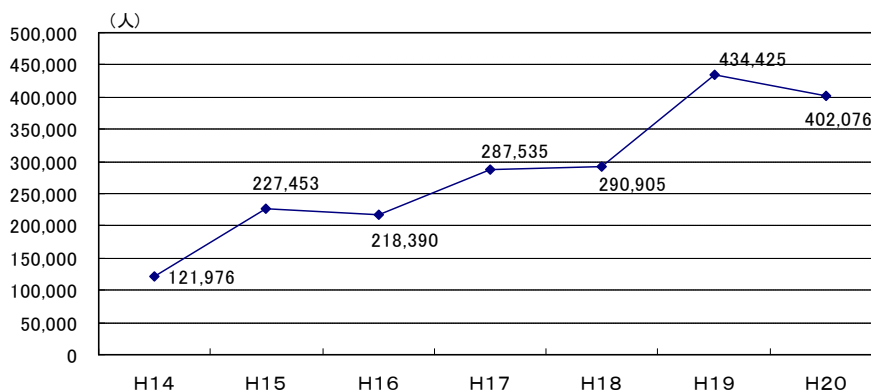
図表 1-8 海水浴場の入込客数の推移

県立茅ヶ崎里山公園

茅ヶ崎里山公園は、JR 寒川駅から東に 3 km、小田急江ノ島線湘南台駅から南西に約 5 km、JR 茅ヶ崎駅から北に約 5 km に位置する計画面積 36.8ha の広域公園。里山の景観を受け継ぎ、自然と人間の織り成す豊かな未来環境を作ることを目指して、計画し、整備を進め、里山保全の活動を進めている。現在、約 19.7 ヘクタールが一部開園している。



出典：茅ヶ崎里山公園 HP

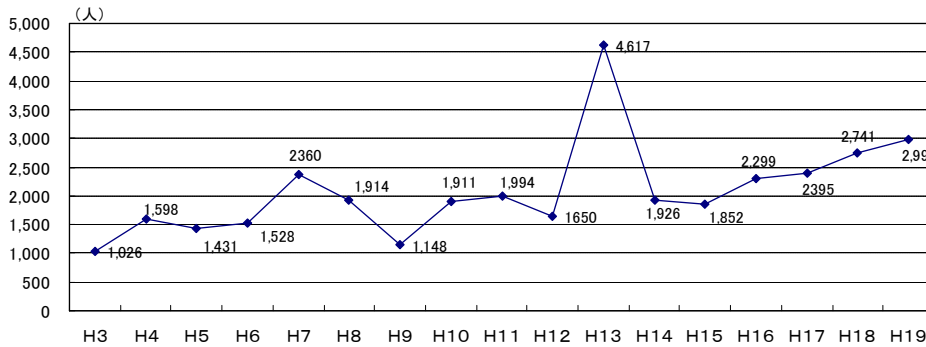


年度	入込客数 (人)
平成14年度	121,976
平成15年度	227,453
平成16年度	218,390
平成17年度	287,535
平成18年度	290,905
平成19年度	434,425
平成20年度	402,076

図表 1-9 茅ヶ崎里山公園の入込客数

高砂緑地と松籟庵

市立図書館の南側にある、松の木立に囲まれた緑地。「オッペケペー節」で知られる明治の俳優、川上音二郎が妻の貞奴と暮らした別荘があった場所で、住居跡といわれる井戸枠が松の木立の中に残っている。川上音二郎のあとには、日本化薬製造社長の原安三郎の別荘が建ち、「松籟荘」と称する洋館造りの母屋は往年の面影を変わずに残していたが、昭和59年に解体された。現在の緑地内には、茅ヶ崎市美術館・平塚らいてうの碑・茶室松籟庵があり、51本の梅が咲き誇る松籟庵の庭園は市内随一の梅の名所として、2月には「梅まつり」が行われている。

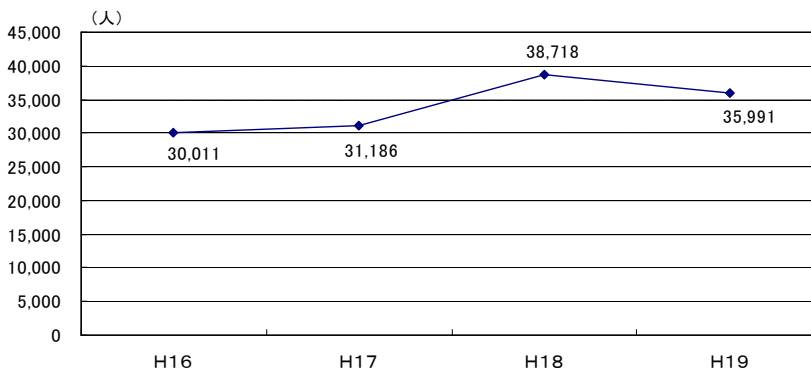


年度	入込客数(人)
平成3年度	1,026
平成4年度	1,598
平成5年度	1,431
平成6年度	1,528
平成7年度	2,360
平成8年度	1,914
平成9年度	1,148
平成10年度	1,911
平成11年度	1,994
平成12年度	1,650
平成13年度	4,617
平成14年度	1,926
平成15年度	1,852
平成16年度	2,299
平成17年度	2,395
平成18年度	2,741
平成19年度	2,991

図表 1-10 松籟庵の入込客数の推移

茅ヶ崎市美術館

高砂緑地内にあり、茅ヶ崎ゆかりの作家作品を中心に展示を行っている。



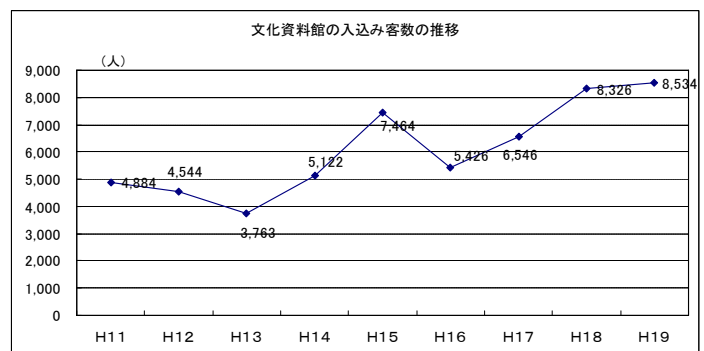
年度	入込客数(人)
平成16年度	30,011
平成17年度	31,186
平成18年度	38,718
平成19年度	35,991

図表 1-11 茅ヶ崎市美術館の入込客数

文化資料館

郷土の歴史を伝える資料を保存する資料館として昭和46年7月に開館。市民の協力を得ながら各分野の調査・研究を進め、それに基づく各種資料の記録・収集・保管、さまざまなワークショップや展覧会等の教育・普及活動を展開している。

年度	入込客数(人)
平成11年度	4,884
平成12年度	4,544
平成13年度	3,763
平成14年度	5,122
平成15年度	7,464
平成16年度	5,426
平成17年度	6,546
平成18年度	8,326
平成19年度	8,534



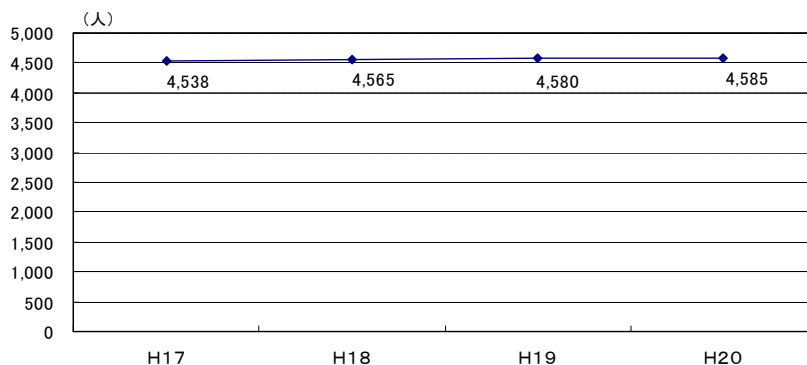
図表 1-12 文化資料館の入込客数の推移

氷室椿庭園

元三井不動産副社長だった氷室捷爾（ひむろしょうじ）氏の自宅と庭園を平成3年に本市が寄贈を受け、同年10月に開園した。生前の氷室夫妻がこよなく愛し、手がけた250種類の椿を始めとして、年代物の松やバラなどの1300本に及ぶ庭木類が植えられている。



出典：茅ヶ崎市 HP

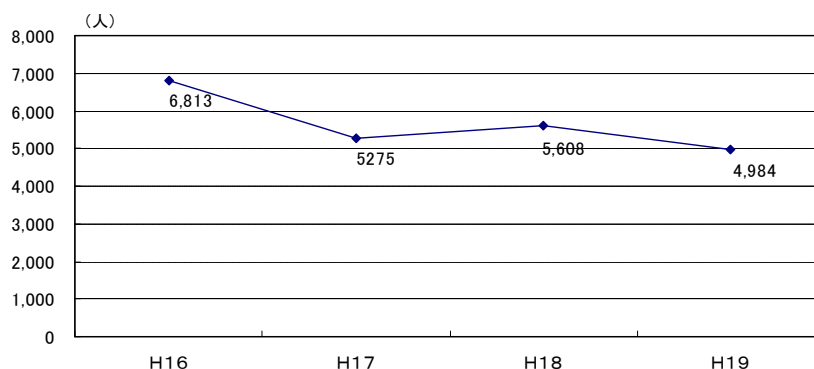


図表 1-13 氷室椿庭園の入込客数の推移

開高健記念館

東京都杉並区から本市東海岸南に移り住み、1989年に亡くなるまで茅ヶ崎を拠点に活動を展開した開高健の業績や人となりに触れてもらうことを目的に、その邸宅を記念館として開設した。

建物外観と庭と書斎は往時のままに、邸宅内部の一部を展示コーナーとして、常設展示と、期間を定めてテーマを設定した企画展示を行っている。



図表 1-14 開高健記念館の入込客数

茅ヶ崎公園

園内に野球場・テニスコート等のスポーツ施設や平和慰霊塔・青少年会館を含む公園で、海に近く、周囲には文化資料館や高砂緑地などの地域資源があり、野球場のレフト席裏の土手には明治時代の文人「国木田独歩」の追悼碑がある。



旧相模川橋脚

1198年（建久9年）に、源頼朝の重臣稲毛三郎重成が亡妻供養のために相模川に架けたといわれている橋の橋脚で、国指定史跡になっている。長い間水田の中に隠れていたが、1923年（大正12年）の関東大震災とその翌年の地震によって、突然橋脚が水田の中から姿を現した。

現在の相模川からは約1.2キロほど東へずれており、氾濫を繰返しながら相模川がその流れを移動していったことがわかる。



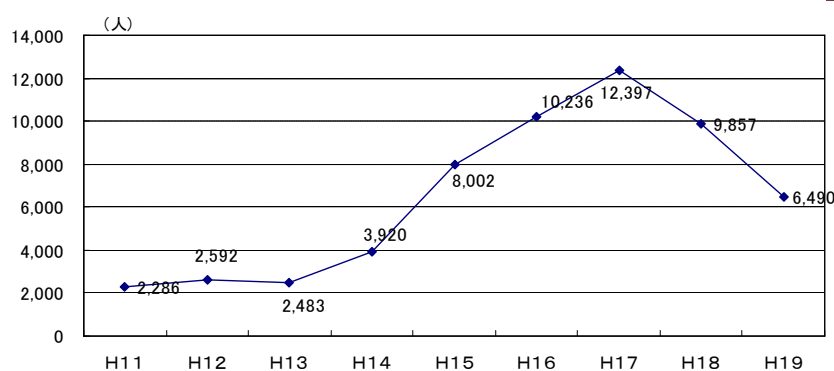
鶴嶺八幡宮

1030年、源頼義が東国征伐に向かう途中、懐島の里に、源家の守り神として、石清水八幡宮をまつたのが始まり。江戸時代初期、常光院の僧「朝恵」が荒廃した鶴嶺八幡社を再興に尽力し、徳川3代将軍家光から社領七石の朱印を得たのを記念して、約760mの参道の左右に松の木を植えたのが今に残る松並木で、参道は市の史跡、松並木は市の天然記念物となっている。また、社殿の手前右側にある大イチョウは、平安時代に源義家（八幡太郎）が戦勝を祈願して自ら植えたという伝説がある大木で、県天然記念物・かながわの名木100選にも指定されている。



民俗資料館(旧和田家)

江戸時代に萩園村の村役人を務めていた和田家の邸宅で、市の重要文化財に指定されている。幕末大型民家の特徴をよく備えており、移築復元して昭和60年4月から民俗資料館として利用されている。



図表1-15 民俗資料館（旧和田家）の入込客数

浄見寺

大岡越前守忠相で有名な大岡家代々の菩提寺で、初代忠勝より13代までの墓など約60基が整然と立ち並ぶ。また、毎年4月には忠相の遺徳を偲び大岡越前祭が盛大に催される。境内にある、大岡家一族の墓所は市の史跡にオハツキイチョウの木は県の天然記念物に指定されている。



腰掛神社

社名は日本武尊（やまとたけるのみこと）が東征の際に、この地で石に腰を掛けたという伝説に由来している。本殿の手前にはその伝説の腰掛玉石が祭られていて、いつでも見ることができる。また、風情のある神域の樹林は市の天然記念物に指定されている。



出典：茅ヶ崎市 HP

市民の森

ターザンロープやロッククライムなどのアスレチック遊具やツリーハウスが設置されており、こどもからお年寄りまで誰もが楽しめる憩いの場。また、森の中の広場では、お弁当持参でピクニックなどができ、気軽に自然に触れ合うことができる。



出典：茅ヶ崎市 HP

清水谷

市の北部丘陵地域にある豊かな自然環境の残された谷戸。トンボやホトケドジョウなどの生き物、イチヤクソウ、タコノアシ、カサスゲなどが自生し、貴重な生態系が保たれている。

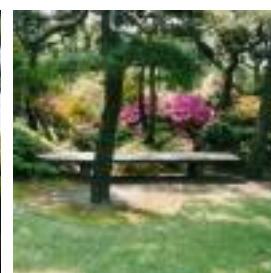


出典：茅ヶ崎野外自然史博物館 HP

茅ヶ崎館

日本映画の巨匠 小津安二郎監督が定宿とし、シナリオ製作を行った旅館。

小津監督の定部屋は中庭に面した「2番の部屋」で、小津三部作と呼ばれる「晩秋」、「麦秋」、「東京物語」もこの部屋で執筆された。平成21年1月には広間棟、中二階棟、長屋棟、浴室棟の4件が登録有形文化財として登録された。



出典：茅ヶ崎市 HP

南湖の左富士

江戸時代の浮世絵師「安藤広重」が描いた「南期の松原左り不二」の舞台となった場所で、平成6年に建立された記念碑が立っている。通常は東海道の右側に見える富士山が左側に見える場所として有名。



団十郎山の碑

鉄砲道の平和町付近にあり、明治の歌舞伎俳優「九代目 市川団十郎」の別荘があった場所。土地の人々に、「団十郎山」と呼ばれ親しまれている。



出典：茅ヶ崎市 HP

佐々木卯之助の碑

相州砲術訓練場の責任者であった佐々木卯之助の偉業を伝える記念碑。天保の大飢饉の頃、幕府に内緒で、地域の農民に鉄砲場内での耕作を許していたことが発覚し、青ヶ島への島流しとなる。卯之助の計らいは、農民に非常に感謝されていたため、死後、初代の茅ヶ崎村長が発起人となり、追悼記念碑を建立。現在の鉄砲道沿道、東海岸5丁目にある。



出典：タウンニュース HP 茅ヶ崎チョット見てある記

殿山公園

茅ヶ崎市街を見下ろす甘沼の丘陵地にある公園。晴れた日には江の島を望むこともでき、市民の憩いの場となっている。桜の名所でもあり、春には花見を楽しむ人々で賑わう。



貝塚・十二天古墳群

尾根状台地に築かれた古墳時代後期の前方後方墳と円墳の古墳群。



出典：タウンニュース HP 茅ヶ崎チョット見てある記

海浜自然生態園

湘南海岸の砂防林は、潮風や飛砂の害を防ぐと共に、緑の松林としても愛されている。海浜自然生態園は砂防林を模して作られたもので、ゆっくりとボードウォークを散策しながら、砂防林とその前面の海岸（砂浜）に生育している植物（砂草）を観察することができる。



出典：神奈川県 HP

2 上位・関連計画と関連事業

ここでは、公共サインの整備に関わる上位・関連計画及びこれまで実施されてきた主な事業の内容について取りまとめる。取りまとめた上位・関連計画及び関連事業は以下のとおりである。

	名 称
上位・関連計画	茅ヶ崎市新総合計画基本構想 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（ちがさきさわやかプラン） 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第5次実施計画
	ちがさき都市マスタープラン
	茅ヶ崎市景観計画
	茅ヶ崎海岸グランドプラン
	茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画
	ちがさき自転車プラン
関連事業	みちの愛称事業
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業
	コミュニティバス「えぼし号」の運行
	自転車通行環境整備に関するモデル地区の指定
	その他関連機関の事業

図表 1-16 上位・関連計画及び関連事業一覧

2-1 上位・関連計画

- (1) 茅ヶ崎市新総合計画基本構想〔平成3年策定〕茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（ちがさきさわやかプラン）〔平成13年3月策定〕、茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第5次実施計画〔平成21年3月策定〕

<計画概要>

『茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（ちがさきさわやかプラン）』は、平成22年度を目標年次とする「茅ヶ崎市新総合計画」に定める10年間の前期基本計画が、平成12年度をもって終了したことを受けて、これからの時代潮流や多種多様化する市民ニーズへの的確な対応と、本市の将来都市像「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」の実現を目指すため、茅ヶ崎市新総合計画基本構想に基づく基本計画として平成22年度までの10年間の計画期間として策定されている。

<基本構想>

茅ヶ崎市新総合計画基本構想では、将来都市像の実現を目指すために、施策の体系（基本目標）として以下の4つが掲げられている。

- いたわりと生きがいのある健康で安全なまち
- 自然と都市機能が調和したうまいのあるまち
- 豊かな文化と明日のたくましい世代を育むまち
- 賑わいと活力を創出する産業を育てるまち

<基本計画・実施計画>

基本計画では「都市景観」の中で、公共施設の景観整備が施策の方向として位置付けられている。基本計画のアクションプランとなる第5次実施計画では「都市景観」の計画事業として「(仮称)茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定」が位置付けられており、市内の公共サインの現況把握と課題の抽出を行い、本市にふさわしい公共サインを設置するため、現存する市内の案内板等の活用も含めた茅ヶ崎らしい公共サインの調査研究を行い、それを基にガイドライン原案を作成し、市民意見の聴取を行いながらガイドラインを作成するとされている。

また、事業年度は平成21・22年度となっている。

■公共サイン施策のちがさきさわやかプラン第5次実施計画での位置付け

事業名		事業概要		指標・目標	
新規	(仮称)茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定 ソフト 2-02-04-107 景観まちづくり課	市内の公共サインの現況把握と課題の抽出を行い、茅ヶ崎市に相応しい公共サインを設置するため、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業と連携し、現存する市内の案内板等の活用も含めた茅ヶ崎らしい公共サインの調査研究を行い報告書を作成します。報告書を基に、行政拠点地区再整備との調整を図りながらガイドライン原案を作成し、市民意見の聴取を行いながら、ガイドラインを作成します。 (関連事業：ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業、行政拠点地区再整備)		① 指標 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携体制の構築。現況及び課題の抽出	
				② 目標 21年度 現況・課題調査 22年度 連携方針の確定	
				③ 実績19年度 -	
事業主体	市	事業実施年度	21年度	22年度	
重点施策等	環境に配慮したまちづくりの推進				

出典：ちがさきさわやかプラン第5次実施計画

<分野別の取り組み方針>

ちがさき都市マスタープランでは、「土地利用」、「交通体系整備」、「自然・緑地整備」、「都市景観形成」、「住環境整備」、「都市防災」、「環境にやさしい都市づくり」の7つの分野別に取り組み方針を定めている。この中から、公共サインに関連する事項として「土地利用」、「交通体系整備」、「都市景観形成」について、以下に取りまとめる。

【土地利用】

土地利用の方針として「地域特性を活かした土地利用」、「活力を創出し生活を支える拠点の形成」の2つが定められており、そのうち「活力を創出し生活を支える拠点の形成」として以下の地域の整備が位置づけられている。

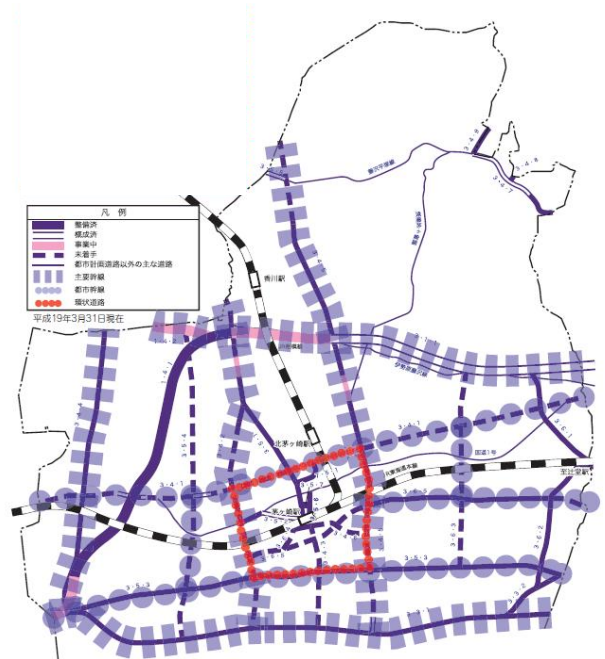
■活力を創出し生活を支える拠点の整備

拠点		拠点の整備内容
都市拠点	茅ヶ崎駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務・サービス機能を充実するとともに、高齢者や子育て世代が安心して居住することができる多様な都市機能の集積に努める 環状道路の整備を積極的に進め、通過だけの自動車交通の流入を抑制し、歩行者や自転車に対しての快適な環境の形成に努める 市庁舎周辺は、防災機能を充実するとともに、行政機能の集積を進める
	香川駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 住民との協働によるまちづくりを継続的に展開しながら、将来の相模線の利便性向上を見据え、段階的に駅周辺の交通基盤などの整備に努める
	辻堂駅西口周辺	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する藤沢市と連携し、藤沢市の辻堂駅周辺の大規模工場跡地の整備を軸に、住宅、商業や工業などが調和した土地利用へと誘導する
	さがみ縦貫道路 インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none"> 産業系の土地利用としての誘導を検討する
	(仮称) 西久保駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討する
交流拠点	茅ヶ崎漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> 散策できる「市民の憩いの場」とするとともに、訪れる人が楽しむことができる場として、自然環境に配慮した、文化、観光、商業関連機能の適切な誘導及び環境との共生による居住環境の形成を進める 富士山をはじめとする眺望景観や海岸の砂浜の保全・修復を進めながら、浜降祭や漁業などの地域文化を伝承し、市内外の多彩な交流をはぐむ拠点として整備を進める
	県立茅ヶ崎里山公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> 自然と身近にふれあうことができる交流の拠点として、整備の推進を県に要請するとともに、周辺道路の整備を進める 自然とのふれあいを通じた環境学習の場などとしての活用を検討する
	柳島向河原地区	<ul style="list-style-type: none"> 運動公園を移転整備するにあわせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討する
	柳島海岸周辺 ヘッドランド周辺	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいをはぐむ交流の場として、柳島海岸周辺・ヘッドランド周辺を交流拠点として整備を進める

【交通体系整備】

交通体系整備の方針として「都市機能を支える幹線道路網の整備」、「歩行者に配慮した交通体系の形成」、「公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成」の3つが定められている。

このうち「都市機能を支える幹線道路網の整備」の中で、「環状道路の整備」が位置づけられており、茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めるとともに、歩行者や自転車を中心とした道路整備を進めることとしている。



■骨格幹線道路網図 出典：ちがさき都市マスタープラン

【都市景観形成】

都市景観形成の方針として「自然・歴史・文化を尊重する景観形成」、「地域の個性を創出する景観形成」、「人にやさしい心豊かな景観形成」、「市民・事業者・行政の連携と協働による景観形成」、「湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしい景観形成」の5つが定められている。

このうち「自然・歴史・文化を尊重する景観形成」の中で、「歴史的・文化的資源の伝承」が位置づけられており、歴史的・文化的資源について、市民や来訪者がその価値を認識するとともに、他の資源とのネットワークを形成するために（仮称）歴史マップを発行し、「生きた歴史」が魅力的なものとなるよう努めることとしている。

また、「市民と協働で取り組む戦略プラン」の中で、市内各地でまちのシンボルとして景観を構成する要素について、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」との連携を図り、景観資源として保全活用を進めることとしている。

<地域別の取り組み方針>

市内を土地利用やコミュニティのまとまりを考慮したうえで7地域に区分し、地域ごとに方向性と方針を定めている。



■ 地域区分図

出典：ちがさき都市マスタープラン

■ 地域別の取り組み方針

地域名	地域の将来像と取り組みの方向性
中心市街地地域	都心的機能を持ったにぎわいのあるまち <ul style="list-style-type: none"> 多様な人が集う都市型交流をはぐくむ都市拠点の創出をめざす 歩行者を中心とした機能的でだれもが利用しやすい交通体系の整備を進める 快適な都心環境を創出するため、都市景観の形成を進める
南東部地域	良好な生活文化を持った風格ある海辺のまち <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心とした閑静な街なみ形成をめざす 文教関連施設や海辺環境を活かした風格ある都市の形成をめざす 交通体系の整備を進め、国道134号の渋滞と鉄道による地域分断の解消をめざす
南西部地域	ウォーターフロントとして多様な交流をはぐくむ開放的なまち <ul style="list-style-type: none"> 交通体系の整備を進め、鉄道による地域分断の解消、防災機能の強化に努める 交流拠点の機能強化とウォーターフロントとしての交通アクセスの強化に努める
北東部地域	自然環境と良好な住宅地が共生するまち <ul style="list-style-type: none"> 交通体系の整備を進め、生活利便性や防災機能の向上をめざす 斜面緑地や生産緑地地区を保全し、やすらぎのある都市景観の形成をめざす
北西部地域	川と杜をとりこんだ良好なまち <ul style="list-style-type: none"> 交通体系の整備を進め、生活利便性や防災機能の向上をめざす 川と橋と杜をシンボルとした、潤いのある都市景観の形成に努める
北部中央地域	みどりと共生した都市機能を持つまち <ul style="list-style-type: none"> 農地や緑地の保全を図り、みどりと共生する住環境形成をめざす 地区拠点における多様な機能導入と住環境との調和をめざす 交通体系の整備を進め、生活利便性や防災機能の向上をめざす
北部丘陵地域	ニューライフ&カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里 <ul style="list-style-type: none"> 県立茅ヶ崎里山公園を中心とした交流拠点機能の充実とアクセス機能の強化に努める みどり豊かな自然環境を保全し、心の豊かさを感じる地域づくりをめざす

(3) 茅ヶ崎市景観計画 [平成 20 年 7 月策定]

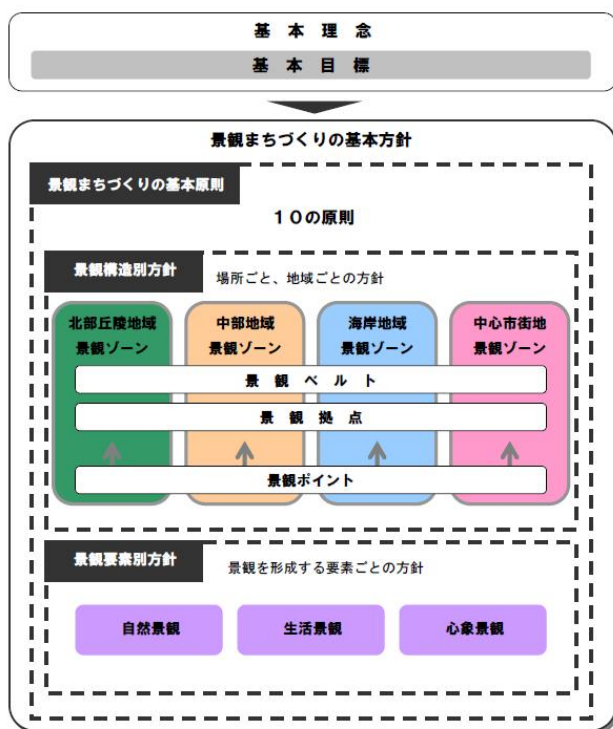
<計画概要>

平成 16 年度に景観法が施行されたことを受け、本市は平成 18 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、より良好な景観まちづくりを推進するための『茅ヶ崎市景観計画』を策定している。計画の目標期間は平成 20 年度より概ね 10 年間として設定し、景観計画区域は市全域としている。また、地区独自のルールを定められる指定区域として、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区を設定している。

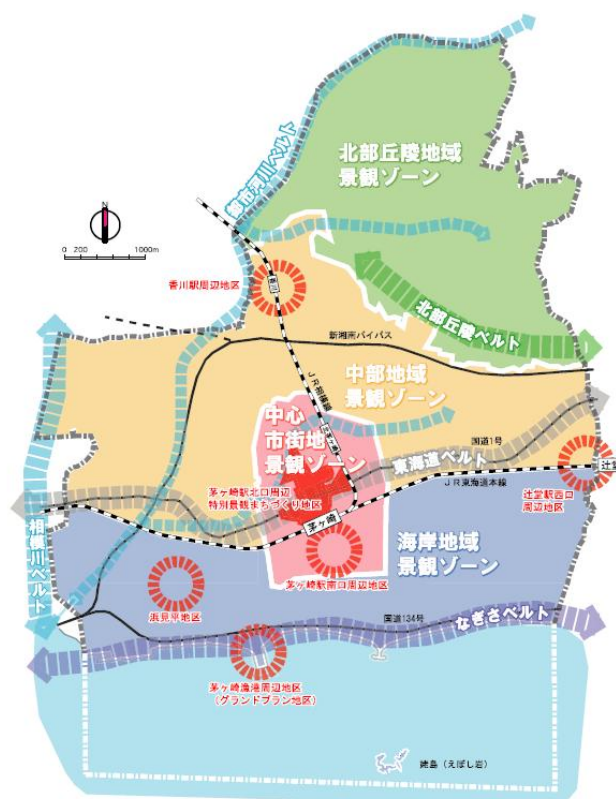
<良好な景観の形成に関する方針>

茅ヶ崎市景観計画では、茅ヶ崎市全体に関わる共通の方針（基本方針）、場所ごと・地域ごとの方針（景観構造別方針）、景観を形成する要素ごとの方針（景観要素別方針）の 3 つが定められている。

この中で景観構造別方針では、市域を大きく 4 つの「景観ゾーン」に区分するとともに、5 つの「景観ベルト」、6 つの「景観拠点」を設定し、それぞれごとの方針が定められている。



■方針図



■景観構造図

出典：茅ヶ崎市景観計画

<行為の制限に関する事項>

一定規模以上の行為について以下の 3 つの項目に分けて景観形成基準を設定し、良好な景観形成への誘導を図っている。

- 市内全域に係る届出対象行為（開発行為を除く）
- 市内全域に係る届出対象行為（開発行為）
- 指定地区内に係る届出対象行為（開発行為を除く）

○市内全域に係る届出対象行為（開発行為を除く）

市内全域に係る景観形成基準が定められており、建築物及び工作物に使用する色彩については、景観ゾーンごとに基調色と推薦色を以下のように設定している。

■基調色の数値基準

景観ゾーン	使用する色相	明度	彩度
北部丘陵地域 景観ゾーン	10R～10Y	4 以上 9 以下	4 以下
	その他の色相		1.5 以下
中部地域 景観ゾーン	10R～10Y	4 以上 10 以下	4 以下
	その他の色相		1.5 以下
海岸地域 景観ゾーン	10R～10Y	5 以上 10 以下	4 以下
	その他の色相		1.5 以下
中心市街地 景観ゾーン	10R～10Y	4 以上 10 以下	4 以下
	その他の色相		1.5 以下

■推薦色の数値基準

景観ゾーン	使用する色相	明度	彩度
北部丘陵地域 景観ゾーン	5YR～5Y	5 以上 7 以下	0.5 以上 2 以下
中部地域 景観ゾーン		6 以上 8 以下	
海岸地域 景観ゾーン		7 以上 9 以下	
中心市街地 景観ゾーン		6 以上 8 以下	

○指定地区内に係る届出対象行為（開発行為を除く）

指定地区となっている「茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区」を商業街区・東海道街区・行政文化街区の3つに区分し、街区毎に景観まちづくりの方針や景観形成基準を定めている。

■指定地区内の街区区分

商業街区	茅ヶ崎市の中心的商業地として生活に密着した魅力と賑わいを持つ街区
東海道街区	自然的・歴史的価値の高い松並木や一里塚の保全活用と歩行環境の充実が両立された街区
行政文化街区	市の行政文化活動の中心として象徴性や風格を高めると共に、緑や水辺が豊かな安らぎと親しみを感じさせる街区



■指定地区内の街区区分 出典：茅ヶ崎市景観計画

<景観に配慮した公共施設に関する事項>

【公共施設に関する方針】

公共施設について、施設別に「基本方針」と「配慮点」を定めており、公共サインに対する配慮点としては、以下が明記されている。

○公共サインは、人を導いたり案内するなどの機能を持つとともに景観を演出する要素であることから、分かりやすく美しいサインとするよう配慮します。

→公共サインは、できるだけ集約し、必要以上のものをつくらないようにするとともに、分かりやすく美しい見やすい場所に設置することにより、効率的な情報伝達を行うことが可能

→地域全体として形状や色彩を統一することにより、分かりやすく美しいサインとすることが可能

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

景観ベルトを構成する公共施設、景観上重要な道路、公園、愛称道路などは順次、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、その区域内にある看板・掲示板等についてはなるべく一つに集約化させ、やむを得ず集約化できない場合は、形態意匠の統一を目指すこととしている。また、景観重要公共施設に指定された場所では、整備に関する事項及び占用許可基準が定められている。以下に工作物等に関する部分を抜粋して示す。

<なぎさベルト・茅ヶ崎漁港周辺地区>

	茅ヶ崎海岸	茅ヶ崎漁港	国道134号
整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努める。 例) 竹を使った砂防柵、木材を使用したボードウォーク、デッキ等 その他の素材の使用にあたっては、彩度6を超える色彩を使用しない。 素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 		<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は、別表に定める交通安全施設の整備等を行う場合は、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。 工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。
占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の形態意匠については、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しない。 		

<茅ヶ崎駅北口周辺地区（特別景観まちづくり地区）>

	県道茅ヶ崎停車場、同丸子中山茅ヶ崎 (愛称：茅ヶ崎中央通り)	国道1号	
整備に関する事項	道路管理者は、別表に定める交通安全施設の整備等を行う場合には、別表の定める色彩基準に適合させるものとする。		
占用許可基準	工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。	工作物の形態意匠については、10YRの色相（マンセル値）を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。	
	市道0201号線の一部 (愛称：エメロード)	市道1673号線 (愛称：一里塚通り)	市道1675号線
整備に関する事項 占用許可基準	工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。		
	中央公園		
整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。 例) 木材、自然石を利用したベンチ、枯枝を利用した柵等 その他の素材の使用にあたっては、10YRの色相（マンセル値）を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 特に、照明灯の柱等の線的な工作物、及び防護柵の色彩は、ダークブラウン（マンセル値：10YR/2.0/1.0程度）とする。 素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置を行う。 		
占用許可基準	工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。		

【景観形成の方針】

ゾーンごとに、目指すべき方向性を以下のように定めている。

■目指すべき方向性

地区名	目指すべき方向性
A地区	地区内コミュニティの維持 漁村としてのたたずまいの確保
B地区	景観に配慮した建築物の高さ制限 統一したコンセプトによる景観の形成
C地区	景観の連続性の確保 マリンスポーツとレクリエーションの拠点としての景観の形成
海岸地区	自然環境の再生と景観の修復 自然景観、自然環境に配慮した漁業関連施設の修景と周辺環境整備

出典：茅ヶ崎海岸グランドプラン

また、公共サインに関する事項として、以下が明記されている。

<景観形成の方針（景観区分別）>

【近景：道路（公共空間）の景観】

サイクリング道路、地区内道路、地下歩道及び地区へアクセスする道路には、統一性のあるサインを設置し、歩行者、自転車の公共空間の景観ネットワークを形成します。

<景観形成の方針（地区区分別）>

【国道 134 号沿道】海岸へのアプローチを楽しくするサインや道路景観の形成

【C地区・自然海浜公園】海岸にふさわしいサインデザイン

【交通ネットワークの方針】

道路ネットワークでは地区内（国道 134 号より南側）への「自動車乗り入れの抑制」「歩行者、自転車の優先」を、歩行者動線ではユニバーサルデザインの配慮、自転車動線ではサイクリング拠点の配置やレンタサイクルシステムの確立を基本方針として掲げている。

また、サインに関する事項として、以下が明記されている。

<道路ネットワークのあり方>

【南湖通り】市街地から本地区へわかりやすく、快適に誘導するサインの充実を図り、各種交通でのアクセス機能を強化します。

<歩行者動線のあり方>

【南湖通り】周辺住宅市街地から本地区へ歩行者を導くネットワーク道路であり、歩行者を楽しく、わかりやすく誘導、案内できるようなサインの配置を施します。

<将来像実現のための方策>

【事業推進プログラム】

茅ヶ崎海岸グランドプラン実現に向けて、「自然海浜公園整備に関する事業」「景観整備に関する事業」「環境整備に関する事業」「その他」の4つの事業を設定し、事業内容・事業主体等を定めている。

また、公共サインに係る事業としては、「(2)景観整備に関する事業」の中で「サイン計画の策定」と「サイン計画に基づく整備」が位置づけられている。

■事業推進プログラムの事業

(1) 自然海浜公園整備に関する事業	①	自然海浜公園整備計画の策定	(2) 関景する整備事業に	①	お祭り広場の修景	
	②	自然海浜公園の管理・運営体制の構築		②	漁港施設の修景	
	③	公園利用者利便施設・管理施設の整備		③	景観基準の策定	
	④	中海岸プールの再整備		④	景観基準の運用	
	⑤	海水浴場の再整備		⑤	サイン計画の策定	
	⑥	区画道路の再整備		⑥	サイン計画に基づく整備	
	(3) 関環する整備事業に	⑦	電線(電柱)の地中化	(4) その他	①	地区内の緑地整備等
		⑧	公園内の緑地整備		②	街路灯、防犯灯の設置
		⑨	海浜植生の復元		③	海岸浸食防止の推進
		⑩	漁港北側駐車場の整備		④	津波防災対策の推進
	⑪	サイクリング道路の再整備	①	新たな歩道整備の検討		
	(12) 公園利用利便施設・管理施設の管理・運営	⑫	公園利用利便施設・管理施設の管理・運営	②	地区内の夜間照明・ライトアップのルールづくりと運用	
			③	海岸環境パトロールの体制づくりと実施		
			④	サイクリング拠点の整備		
			⑤	レンタサイクル事業の体制づくり		
			⑥	バス交通の拡充		
			⑦	バス停の整備		
			⑧	(仮称)茅ヶ崎海岸づくり基金の設置		

※ 事業推進プログラムの事業については、茅ヶ崎海岸グランドプランの整備計画である茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画（平成20年4月策定）において一部変更が生じたため、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画に位置付けられた事業を掲載した。

(5) 茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画 [平成 13 年度策定]

<計画概要>

『茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画』は、平成 23 年度を目標年次とし、JR 東海道本線茅ヶ崎駅を中心とした面積約 190ha の方形の区域を対象とした計画である。「多くの人々が賑わう『賑わいの場』づくり」、「個性的で魅力のある『茅ヶ崎市の顔』づくり」、「多様なふれあいを支える『交流基盤』づくり」、「来街者をもてなす『人に優しい環境』づくり」の 4 つの視点より、テーマを「海とみどり、ふれあいの生活文化を育む中心拠点」として定めている。

<中心市街地の活性化に向けての基本方針>

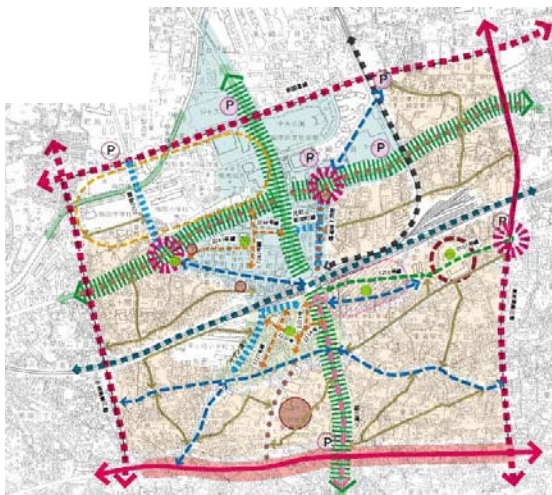
茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画では、上記のテーマを実現するため、「誰もが暮らしやすいまちづくり」、「活力ある茅ヶ崎らしい商店街づくり」、「みんなで取り組む中心市街地のまちづくり」をキーワードに、以下の基本方針を掲げている。

【誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて】

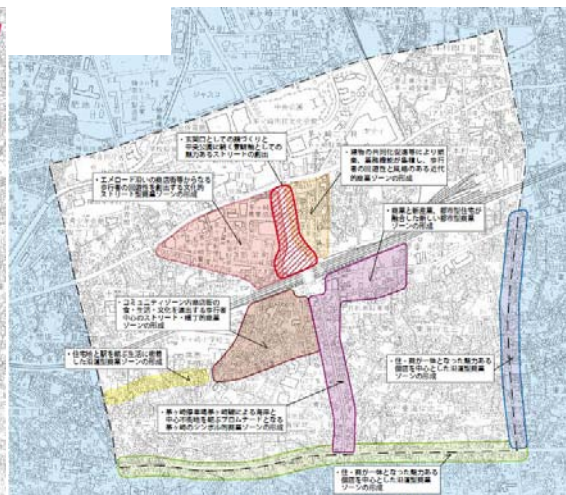
- ① 便利な市民生活を営むことができるまちづくり
- ② 安全・安心な暮らしが保障されたまちづくり
- ③ 快適でうるおいのある環境・景観のまちづくり

【活力ある茅ヶ崎らしい商店街づくりに向けて】

- ① 市民生活を支える便利な商店街づくり
- ② 茅ヶ崎文化・“らしさ”が感じられるまちづくり
- ③ 歩いて楽しいまちづくり



■ 誰もが暮らしやすいまちづくり計画図



■ 活力ある茅ヶ崎らしい商店街づくり計画図

出典：茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画（概要版）

<リーディングプロジェクト>

本市の中心市街地の活性化を先導的かつ戦略的に実現するため、以下の4つのリーディングプロジェクトを設定している。

● 茅ヶ崎駅北口西側ゾーンまちづくりプロジェクト

(目的)

本プロジェクトは、茅ヶ崎駅北口地区周辺における茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づくまちづくり(特別景観まちづくり地区の指定、景観まちづくりのルール[目標・目標を達成するための方針・方針を具体化する基準等]の策定)を促進するとともに、特に北口地区周辺の中でも商業集積が進んでいる西側ゾーンを対象に、現在課題となっている様々な交通問題の改善に取り組むものです。

(基本方針)

- 茅ヶ崎駅北口特別景観まちづくり事業(ほっと一息つける魅力と賑わい、歴史と風格ある生活都心の景観まちづくり)
 - ・景観まちづくりルールによる建築物等の誘導/助成制度の実施/景観を著しく損なう建築物等の改善に向けての助言、指導及び勧告/公共施設の整備等景観まちづくりに関する事業の推進
- 茅ヶ崎駅北口西側ゾーンみち再生事業(身近な道を安全で快適な空間に、沿道空間と一体となった使いやすい道へ再生)
 - ・錯綜する歩行者交通と自動車交通の整序化/自転車や自動車の駐車問題の解消/歩行空間のバリアフリー化

● 雄三通り沿道地区周辺まちづくりプロジェクト

(目的)

本プロジェクトは、茅ヶ崎駅南口の雄三通り沿道区周辺において、駅南側ゾーンにおけるアクセス交通等の主要な交通流動を担う県道茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線の整備と、これと一体となった沿道区域の市街地環境の整備・改善に取り組むものです。

(基本方針)

- ゆとりある歩行空間の確保に配慮したまちづくり
 - ・人や自転車が安全かつ快適に通行できるゆとりある歩行空間の確保
- 中心市街地の商業の活性化に寄与するまちづくり
 - ・周辺商店街の活性化意欲の向上や茅ヶ崎らしさづくりに向けた中心市街地商店街の一体的な取り組みの促進
- 便利な交通基盤を提供するまちづくり
 - ・駅南側ゾーンにおけるアクセス交通等の利便性の向上
- 土地・建築物の高度・有効利用を促進するまちづくり
 - ・地区・街区毎の現況特性・土地利用計画を踏まえた土地の有効利用や建物の高度利用の促進
- 魅力ある街並み景観の形成に配慮したまちづくり
 - ・雄三通りや沿道区域における良好で魅力ある都市景観の形成
- 沿道の市街地環境の改善に寄与するまちづくり
 - ・沿道市街地の生活基盤施設の整備による安全で快適な市街地環境の創出
- 防災環境づくりに寄与するまちづくり
 - ・沿道市街地の密集化の解消による都市防災機能の強化
- 地域住民や商業者が主役となったまちづくり
 - ・地元まちづくり組織の設立促進による地域主導・官民協働により沿道地区周辺のまちづくり方針の検討

● 茅ヶ崎らしさを活かしたブランドづくりプロジェクト

(目的)

本プロジェクトは、茅ヶ崎を代表する環境資源である湘南の海や北部丘陵等の緑、これらの豊かな自然環境とふれあいながら育んできたうるおいとゆとりのあるライフスタイル、こうした茅ヶ崎らしさを活かした魅力ある商品、すなわち茅ヶ崎ブランドを創造していくものです。

(基本方針)

- 茅ヶ崎ブランドづくり企画調査事業
 - ・マーケティングリサーチの実施/開発、製造・販売・流通のための組織づくり
- 茅ヶ崎ブランド開発事業
 - ・魅力ある商品「茅ヶ崎ブランド」の開発
- 茅ヶ崎ブランド販促事業
 - ・既存の店舗・商店街のネットワーク化による販売促進
- 茅ヶ崎ブランドまちづくり促進事業
 - ・空店舗の活用/建築物の共同化等に対応した核店舗の出店

● 活力ある商店街活動促進プロジェクト

(目的)

本プロジェクトは、商業等の活性化に向けての担い手となる事業者・商店会等の主体的かつ積極的な取り組み、事業者・商店会等による活力ある商店街活動を促進する環境・システム等を構築するものです。

(基本方針)

- 商店街活動活性化のための支援母体づくり
 - ・商工会議所が主体となった商店街活性化の企画立案・調整を担う組織づくり
- 活力ある商店街活動のための組織づくり
 - ・人材育成・意識啓発の推進/既存商店会組織の再構築と商店会相互の連携強化/事業者自らが事業実施の主体となる組織づくり

(6) ちがさき自転車プラン

<概要>

『ちがさき自転車プラン』は、平成14年3月に策定した『茅ヶ崎市総合交通プラン』で基本方針として位置付けられた「人を中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体としたバランスのある交通体系の構築」に基づき、自転車利用促進のための具体的な施策を示したものである。

<基本方針>

『ちがさき自転車プラン』では、以下の6つの基本方針を定めている。

- I. 自転車利用の適正化
- II. 市民生活と自転車が共存できるしくみづくり
- III. 使いやすい駐輪場の整備・運営の見直し
- IV. 自転車走行空間の整備
- V. 他の交通機関との連携
- VI. 自転車を通じて茅ヶ崎を知ってもらおうしくみづくり

<12のテーマ>

基本方針に基づき、実際に取り組むべき12のテーマを以下のように定め、それらのテーマにしたがって施策を設定している。

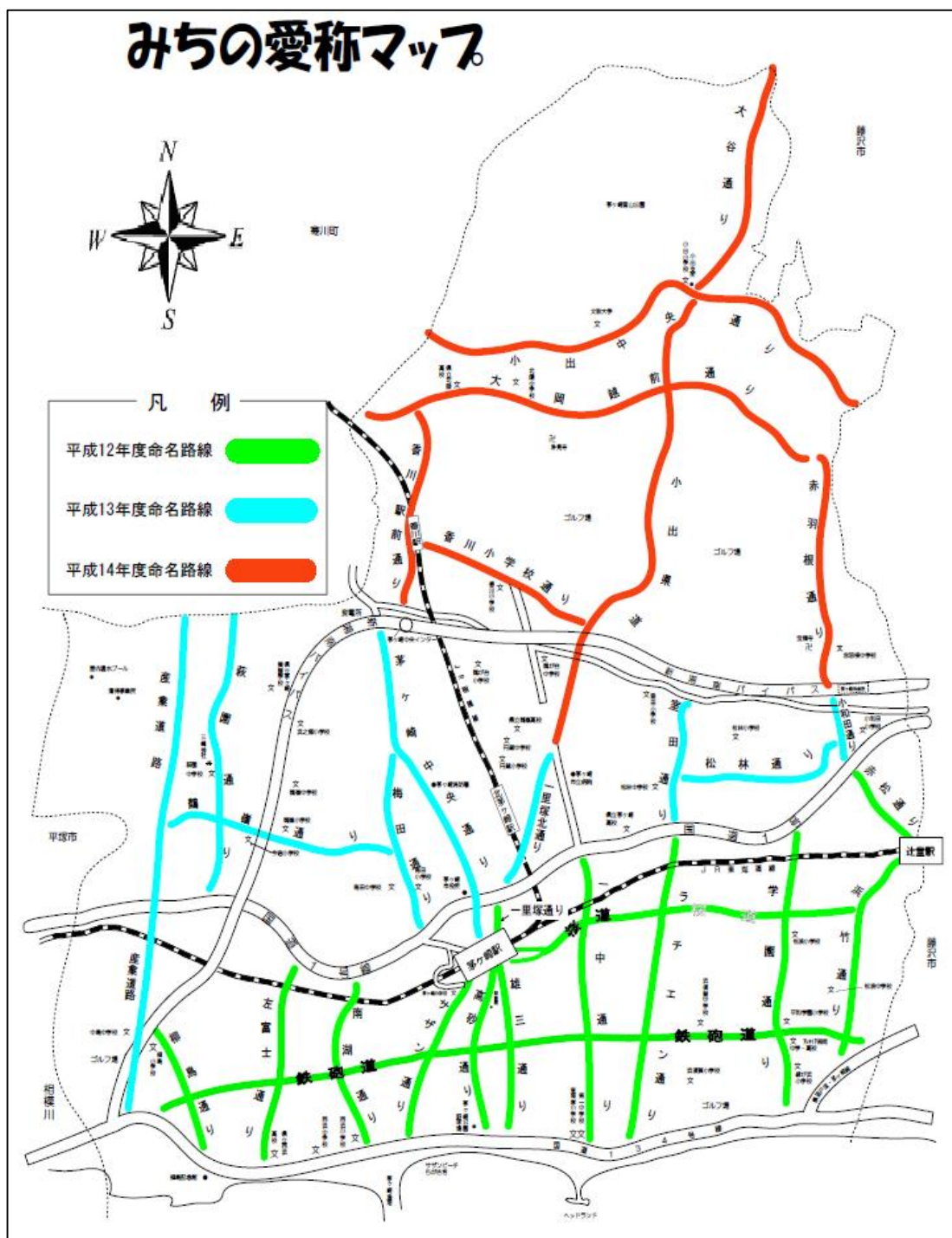
- 【①ルールを知って、正しく乗ろう】
- 【②「自転車のまち 茅ヶ崎」を知ろう】
- 【③自転車をながく大事に使います】
- 【④自転車放置禁止区域の見直し】
- 【⑤放置自転車の撤去、引取り有料化】
- 【⑥鉄道駅周辺の駐輪場配置】
- 【⑦お買い物は自転車で】
- 【⑧駐輪場を使いやすく】
- 【⑨既存道路における走行空間の整備】
⇒モデル路線の整備
- 【⑩新たな自転車道の整備】
- 【⑪新たな自転車システムの導入】
⇒サイクルアンドバスライド
⇒パークアンドサイクルシステム
⇒茅ヶ崎レンタサイクルシステムの導入
⇒他の公共交通への自転車の持ち込み
- 【⑫すいすい乗って、どんどん発見】
⇒「自転車のまち 茅ヶ崎」マップづくり

2-2 関連事業

(1) みちの愛称事業 [平成12~14年度]

<概要>

『みちの愛称事業』は、親しみのあるまちづくりを推進することを目的に、多くの市民に利用されている「通り」に対して愛称をつける事業である。平成12年度から平成14年度までの3年間に、市内を3分割し、年度ごとに「みちの愛称検討会」で「みち」の路線を選定し愛称を募集、決定した。



■平成12年度命名路線

選考愛称	解	説	路線延長
柳島通り	植物に関係する地名が多い茅ヶ崎にあつてその特徴と、市の南西に位置する地名を生かす。		約1,130m
鉄砲道	旧道も同様の呼称で存在するが、現道も地域はもとより、市民に親しまれ、浸透している。		約5,850m
左富士通り	浮世絵師・安藤広重の東海道五十三次「南期の松原左り不二」にちなんで。		約1,420m
南湖通り	「南郷力丸」、「南湖院」などでも呼称する、伝統ある地名を生かす。		約1,320m
サザン通り	サザンビーチに続くこの道は、市民はもとより全国的にも浸透しつつある。		約1,260m
高砂通り	「かながわまちなみ100選」として、地域はもとより市民に親しまれている。		約1,220m
雄三通り	市民はもとより全国的にも愛称として浸透している。		約1,200m
一里塚通り	地域に親しまれている歴史的な趣を愛称として後世に伝える。		約310m
桜道	呼称の由来は他の路線にあるが、地域はもとより市民に愛称として浸透している。		約2,520m
一中通り	伝統ある学校の呼称を重んじ、また、市民にも愛称として浸透している。		約2,030m
ラチエン通り	和服や桜を好み、この通りを桜並木にしたドイツ人のルドルフ・ラチエン氏にちなんで。		約2,140m
学園通り	「みらい通り」も有力であったが、沿道には学校が多く、その特徴を生かした総称とする。		約1,970m
浜竹通り	主に浜竹に接し、地域や市民に親しまれている。		約1,730m
赤松通り	松の付く地名の多い茅ヶ崎にあつてその特徴と、市の東に位置する地名を生かす。		約1,560m

■平成13年度命名路線

選考愛称	解	説	路線延長
産業道路	市民の愛称応募数が最も多く、開通当初より愛称としてすでに定着している。		約3,330m
萩園通り	応募数が最も多く、通過する主たる地域の地名を尊重した愛称とすることで、地域や市民に親しまれ、分かりやすい。		約2,080m
鶴嶺通り	歴史的由来のある鶴嶺地区を東西に貫く路線であることにちなんで。		約2,000m
梅田通り	昔から住民に広く親しまれ、また、学校名などにも使われ市民誰もが分かりやすい地域の名称を生かす。		約1,330m
茅ヶ崎中央通り	「中央」を用いた応募愛称が多く、分かりやすさ、親しみや（ちがさきちゅうおうどおり）すさ、定着性を総合的に考慮して。		約2,580m
一里塚北通り	市民の目印になっている一里塚であり、歴史的な趣も愛称として後世に伝える。		約1,330m
室田通り	地域に親しまれ定着している昔からの地名を尊重した。		約1,000m
松林通り	応募数が最も多く、松林地区を横断する主路線であり、分かりやすさや定着性を配慮した。		約1,500m
小和田通り	小和田地域を通過しており、また市民にとっても親しみやすく分かりやすい歴史的な地名を生かす。		約660m

■平成14年度命名路線

選考愛称	解	説	路線延長
香川駅前通り	市民の愛称応募数が最も多く、JR相模線香川駅前を通る香川の代表的なみちの1つである。また、既に愛称として地域や市民にも親しまれている。		約1,370m
香川小学校通り	香川小学校の名称が入る愛称は、応募が最も多く、その結果を見ると地域住民、特に小学生に「香川小通り」「香小通り」と呼ばれている。また、香川小学校がこのみちの目印になっており、このみちを経て香川小学校を行き来する児童は、香川・甘沼を含めて多い。子どもたちの思い出に残る愛称に・・・との思いを込めて。		約1,530m
小出県道	全市的に、この愛称が定着しており、県道開通当初からこの名称で呼び親しまれている。また、小出に続くみちということで、『小出』の地名を是非残してほしいという声が多かった。		約3,960m
大岡越前通り	大岡越前の菩提寺である浄見寺が近くにあり、茅ヶ崎にゆかりのある歴史的人物の名前を残したいとの声が多かった。大岡越前守忠相は、徳川八代将軍吉宗の時代に活躍した名奉行として知られ、茅ヶ崎でも春の恒例行事として行われている「大岡越前祭」などにより、その名は茅ヶ崎市民の誰もが知っており、愛称として親しみやすく呼びやすい。		約3,980m
赤羽根通り	『赤羽根』の地名を残したいという応募意見が最も多い。本路線は、赤羽根地区にあり『赤羽根』という字が既に呼び親しまれていることや、「赤羽根山」「赤羽根中学校」など、赤羽根を冠にした名称も多いため。		約1,790m
小出中央通り	小出の中心となるみちであり、その通りには、公共施設や小学校・大学などランドマークとなる施設も多い。		約3,510m
大谷通り	本路線沿いに『大谷』という小字があり、地元ではこのあたりを大谷と呼んでいるからという応募理由も寄せられている。この『大谷』という字は、小出地域が丘陵地帯で、山・谷からなり、このあたりで「大きな谷」であったことが推察される。小出地域の様子がうかがえる名称である。		約1,750m

(2) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業

<概要>

『ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業』は、「①生涯学習でまちづくり」、「②文化が身近にあるまちづくり」、「③仲間が増やせるまちづくり」の3つを目標に掲げ、本市の全域を建物のない博物館と見立て、文化・歴史・自然・産業・商業・公共施設・人材等を幅広く抽出し、調査・研究、周知を図るとともに、これら資源を相互に関連づけて活用を図ることにより、まち全体の活性化を図ろうとするものである。

<事業の働き・取り組み・施策>

「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」は以下の4つの機能（働き）を持ち、この4つの「働き」に基づいて、都市資源を活かす7つの「取り組み」を定め、さらにそれら7つの取り組みに関する25の「施策」を設定している。施策の中には「施策2 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の拠点」づくりや、「施策5 学習・見学コースの作成」「施策7 説明版・案内柱の整備」などが盛り込まれている。

■事業の働き・取り組み・施策

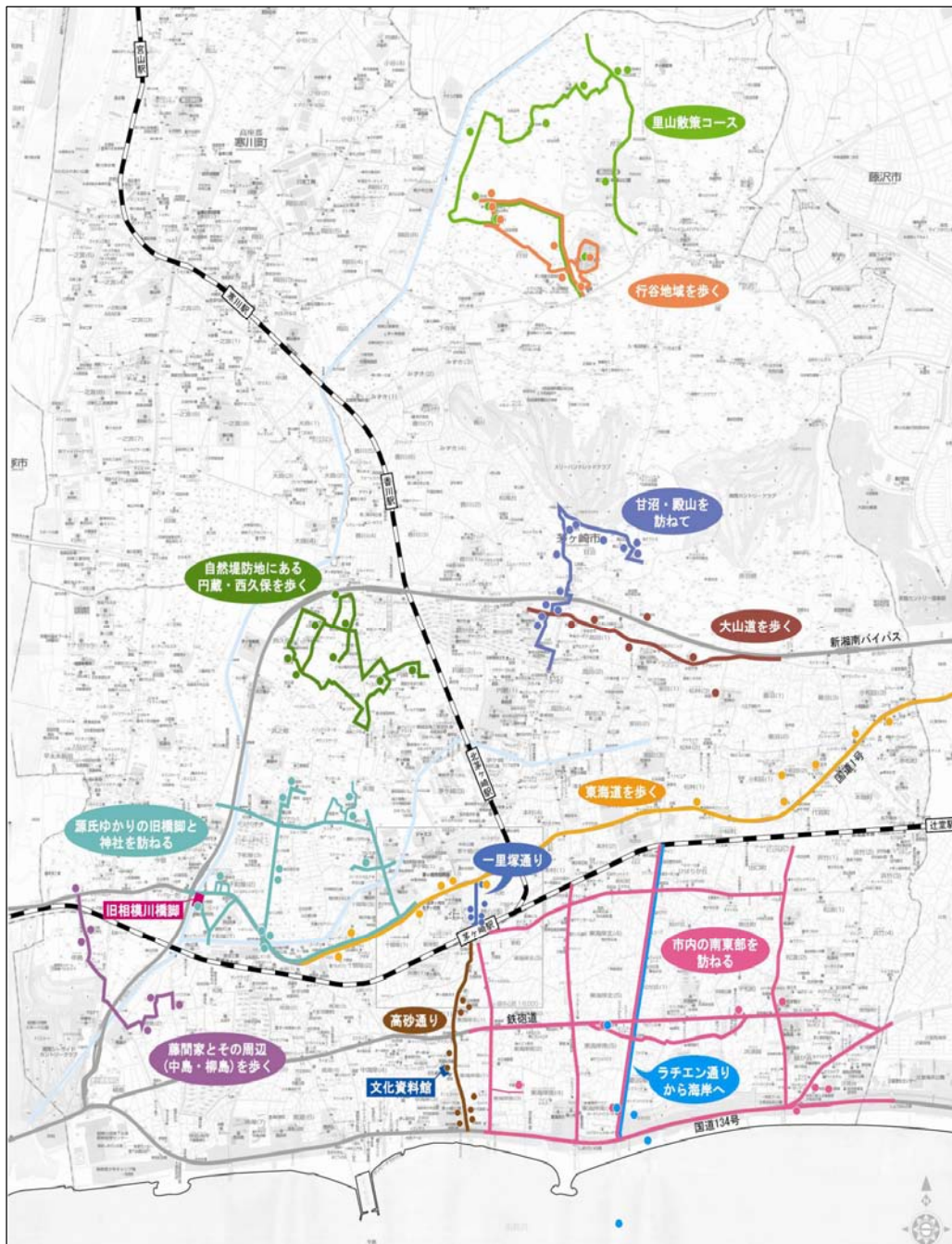
働 き	取 り 組 み	施 策
(1) 都市資源に関する調査・研究・保存・展示などを行う働き	(1) 都市資源を活かすための運営システムを確立します。 (2) 都市資源を調査し、研究し、保存し、展示します。	施策1 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の組織 施策2 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の拠点 施策3 都市資源の掘り起こし 施策4 保存のための働き
(2) 都市資源に関する情報を収集し、活用方法を提供し、教育や産業の活性化に活かす働き	(3) 都市資源を関連づけた学習・見学コースを作ります。 (4) 都市資源に関する情報を収集し、提供します。 (5) 学校教育の求めに応じ、小学校や中学校などと連携します。	施策5 学習・見学コースの作成 施策6 丸ごと博物館ガイドの養成 施策7 説明版・案内柱の整備 施策8 パンフレットや地図などの作成 施策9 情報通信ネットワークの構築 施策10 市内の産業への働きかけ 施策11 地域や団体への働きかけ 施策12 公共施設などの有効活用 施策13 情報紙の発行 施策14 小学生・中学生などとの連携 施策15 先生との交流 施策16 学習への協力
(3) 地域の人材（知識や技術）を活用・支援する働き	(6) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の仲間を増やします。	施策17 地域リーダー・分野リーダーとの連携 施策18 サークルや団体との連携 施策19 新たな協力者の受け入れ 施策20 交流会・勉強会の開催
(4) 世代を超えた市民の交流の場を設ける働き	(7) 都市資源を活かした交流を行います。	施策21 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業のまつりを通じた交流 施策22 異分野との交流 施策23 地域及び地域間の交流 施策24 世代間の交流 施策25 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の活動と類似する活動を行なっている団体との交流

<都市資源の紹介>

「ちがさき」の都市資源案内人ガイドを育成するためのガイド養成講座を開催、市の広報誌やホームページでの市内の都市資源や散策コースの紹介を行っている。

■市広報誌で紹介されている都市資源と散策コースの概要

コース・資源名	コース・資源の概要
高砂通り	茅ヶ崎駅南口から海岸まで南北に走る高砂通りについて。
里山散策コース	民俗・自然・考古など多くの都市資源がある里山について。
茅ヶ崎市文化資料館	茅ヶ崎の小さな博物館「茅ヶ崎市文化資料館」について。
一里塚通り	茅ヶ崎駅北口から国道1号線の一里塚までの一里塚通りについて。
甘沼・殿山を訪ねて	甘沼から殿山の丘陵地の都市資源の散策コースについて。
源氏ゆかりの旧橋脚と神社を訪ねる	国指定史跡・旧相模川橋脚とその関連の都市資源の散策コース。
市内の南東部を訪ねる	鉄砲道や別荘跡など、市内の南東部の都市資源の散策コースについて。
自然堤防地にある円蔵・西久保を歩く	円蔵・西久保の自然堤防地の都市資源を散策するコースについて。
大山道（松林・室田・高田）を歩く	大山道の都市資源を散策するコースについて。
藤間家とその周辺（中島・柳島）を歩く	藤間柳庵に関する藤間家の資料や、柳島周辺の都市資源を散策するコース。
行谷地域を歩く	自然と縄文時代から近代の文化が香る行谷地域をめぐる散策コース。
東海道を歩く	茅ヶ崎を東西に走っていた東海道の今に伝える都市資源を散策するコース。
ラチエン通りから海岸へ	かつてドイツ人貿易商ルドルフ・ラチエンの別荘があったラチエン通り周辺の都市資源を散策するコース。
東海道を歩く（その2）	茅ヶ崎を東西に走っていた東海道の今に伝える都市資源を散策するコースの続編。
国指定史跡 旧相模川橋脚	国の指定史跡になっている旧相模川橋脚を紹介。



■市広報誌で紹介されている都市資源と散策コース

(3) コミュニティバス「えぼし号」の運行

<概要>

平成17年度に策定された「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」の中には、既存のバス路線でカバーしきれていない地区に対し、8つの支線を導入することが明記されている。



これに基づき、計画前（平成14年5月）から運行していた中海岸南湖循環市立病院線（旧中海岸・南湖ルート）に加え、

北部循環市立病院線（第2期：平成18年3月～）

鶴嶺循環市立病院線（第3期；平成19年12月～）

東部循環市立病院線（第3期；平成19年12月～）

の4路線がコミュニティバス「えぼし号」として運行開始されている。

<えぼし号の目標>

えぼし号は、高齢者や車いすの方でも安心して気軽に移動できるような工夫を備え、既存のバス路線が行き届かなかった地区に身近な交通手段を提供し、公共交通全体が便利で快適になることを目標としている。また、人、環境にやさしいバスを目指し、バス停間隔を誰でも無理なく歩ける距離に設定する等の配慮がなされている。

<運行ルート>

現在、以下の4路線が運行されている。

①中海岸南湖循環市立病院線

30分間隔で運行。休日と平日でコースが若干異なる。

②北部循環市立病院線

30～60分間隔で運行。北部コースを基本コースとし、北部＋芹沢台コースをまわる便、北部＋堤八王子原コースをまわる便、北部コースのみまわる便の3種類がある。

③鶴嶺循環市立病院線

30～60分間隔で運行。鶴嶺コースを基本コースとし、温水プールを経由する便、養護学校を経由する便、どこも経由しない便の3種類がある。

④東部循環市立病院線

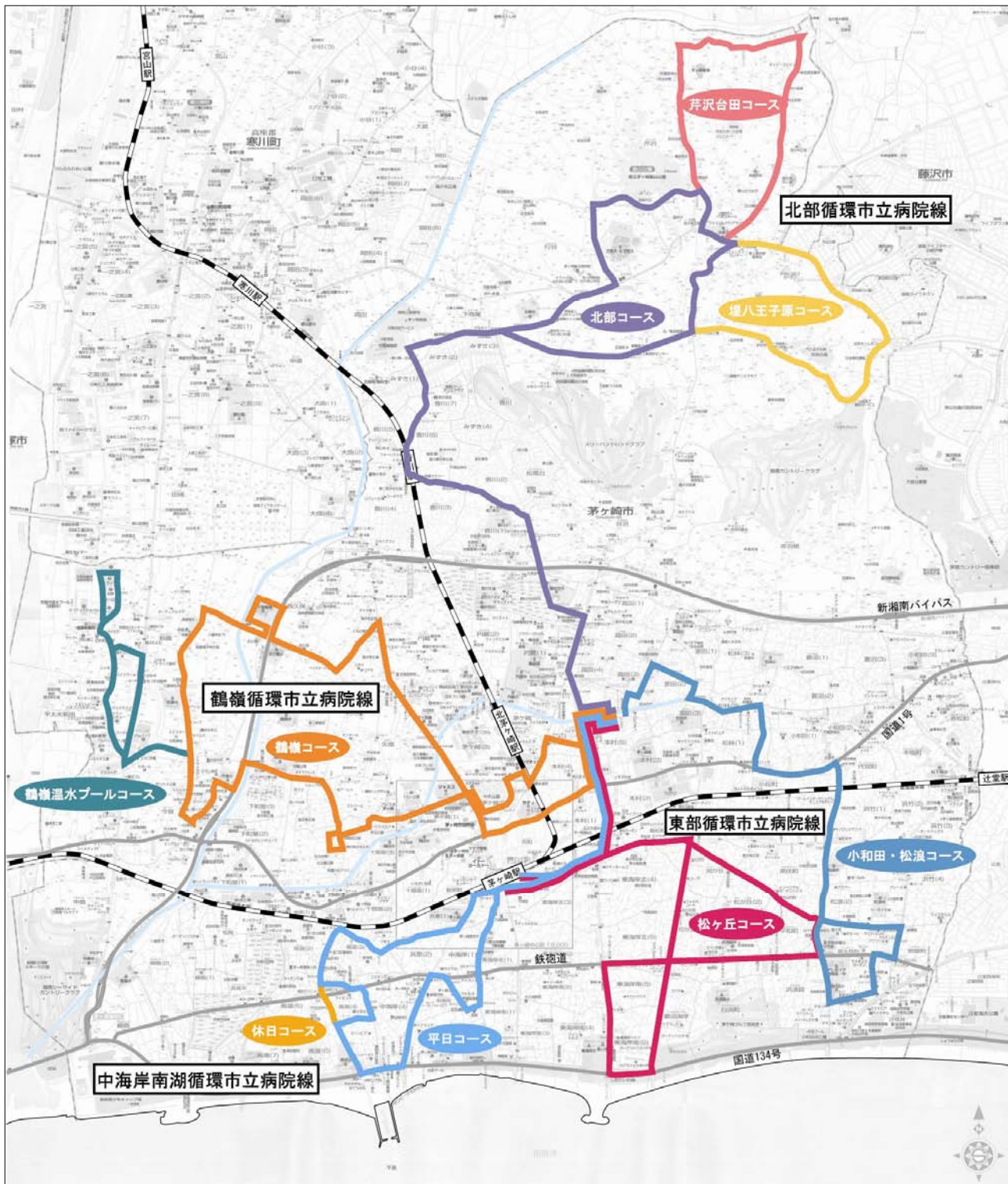
60～80分間隔で運行。松ヶ丘コースと、大和田・松浪コースの2種類の便がある。

<コミュニティバスイベント>

平成20年度から以下のようなイベントが催されており、1日乗車券の試験的導入や、地元の商店との協力、別事業とのタイアップ等も行われている。

■コミュニティバスイベントの概要

	期間	イベント名	備考
第1弾	平成20年7月18日～8月31日	「えぼし号のある風景」写真コンテスト	
第2弾	平成20年8月20日～11月30日	「コミバス乗って 地域再発見！！ 北部循環市立病院線 観光農園をめぐる」	沿線の観光農園とタイアップ
第3弾	平成20年11月22日～11月24日	「コミバス乗ってちがさき丸ごとふるさと発見！！」	期間中1日自由乗車券試行実施 「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」とタイアップ
第4弾	平成21年3月26日～4月19日	「コミュニティバス1日自由乗車券発売記念さくらめぐり」	市内10店舗が割引の協力



■コミュニティバス「えぼし号」の運行ルート

(4) 自転車通行環境整備に関するモデル地区の指定

<概要>

国土交通省と警察庁は今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を全国に指定し、神奈川県においては5箇所が指定された。市内では茅ヶ崎中央通りの一部区間（下記設置箇所図参照）がモデル地区の一つとして選ばれた。

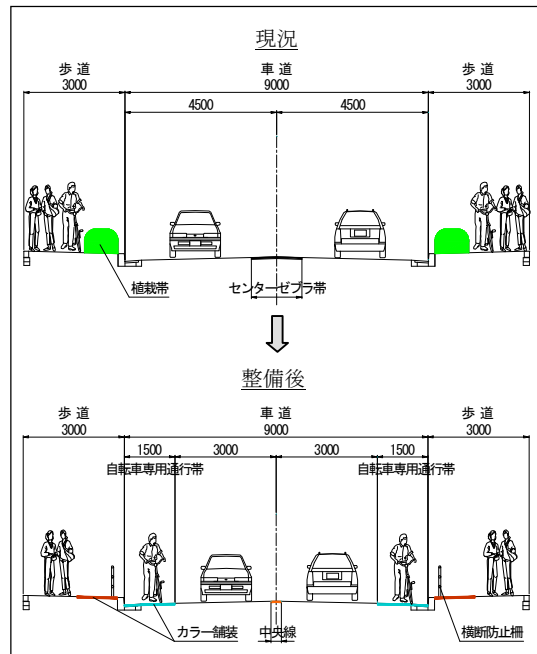
具体的な整備内容としては、道路管理者（神奈川県）と警察が連携し、抜本的な対策として「自転車レーン」を設置し、自転車走行空間を確保するための環境整備を行う。

「自転車レーン」は、車道の両端各 1.5mの幅にブルーの塗装を行い、自転車の専用走行レーンを設定したものであり、自転車がレーンを走行する際には車と同じ方向に走行するものとする（下記整備イメージ図参照）。また、起点及び終点付近ではレーンから歩道へ入るように誘導する必要があることから、併せて歩道の改良事業も行う。

なお、レーンを設置した区間の歩道は、従来自転車通行可の規制区域となっているが、その規制の変更は行わない。



■設置箇所

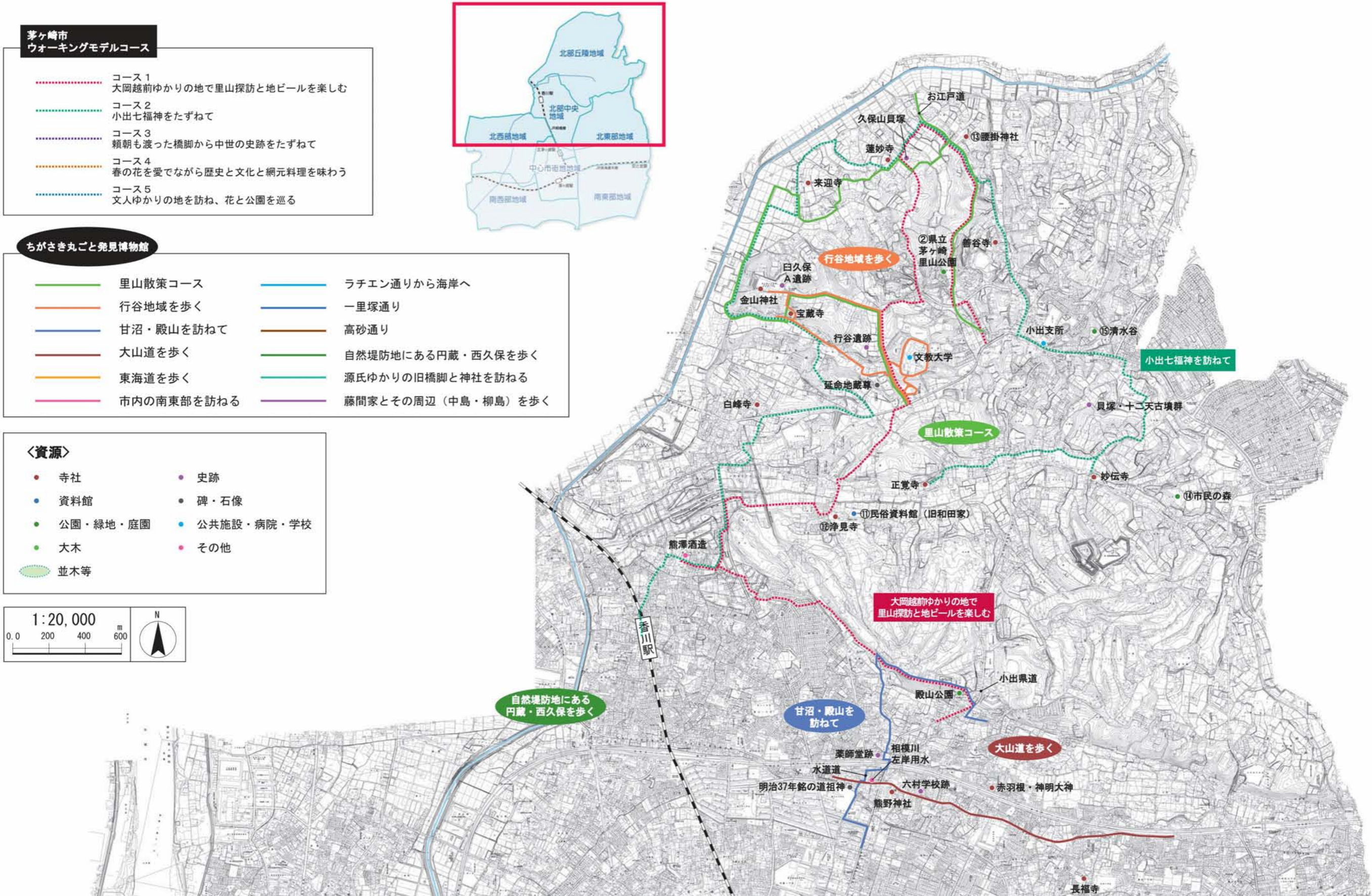


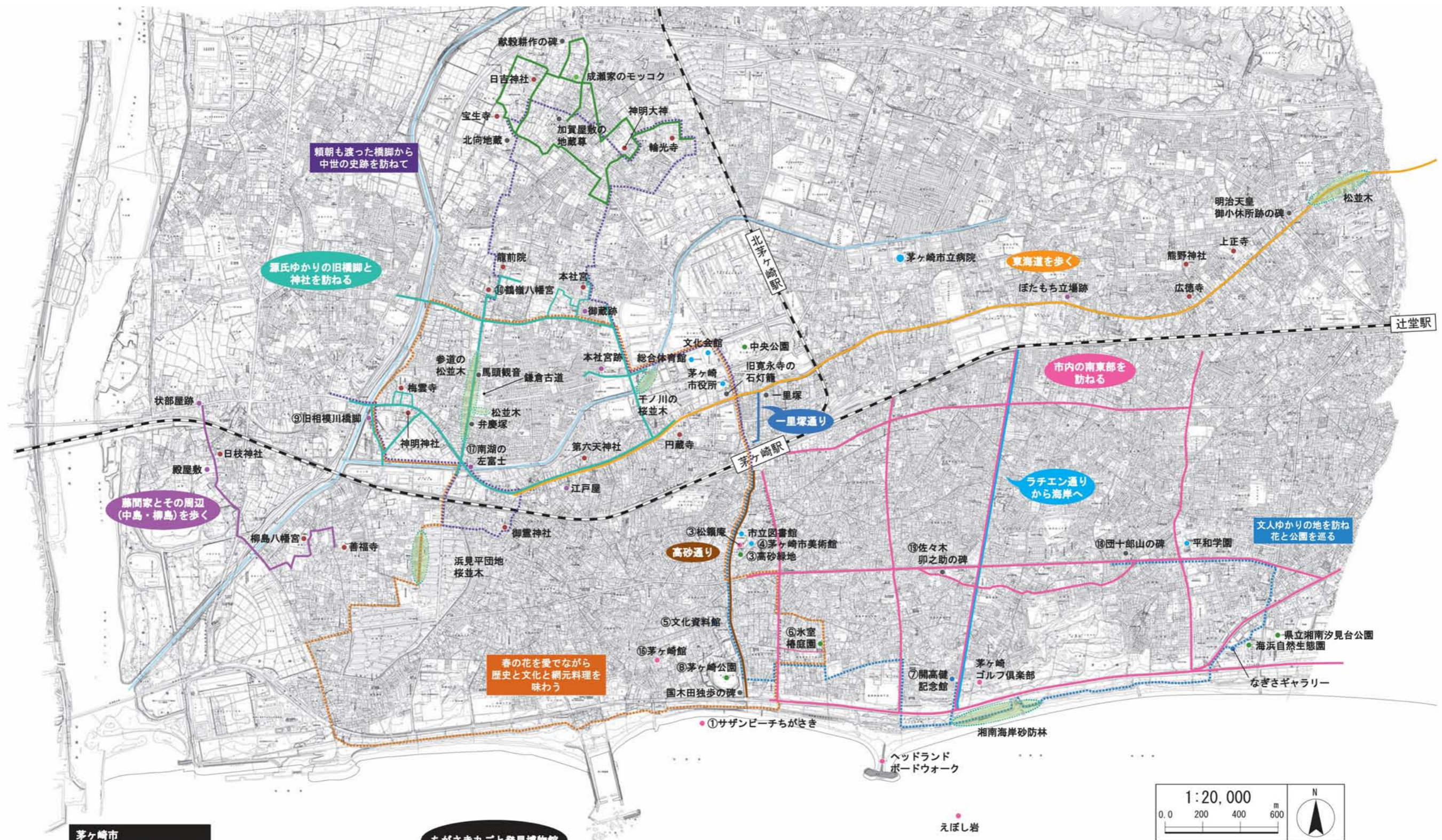
■整備イメージ



(5) その他関連機関の事業

茅ヶ崎市観光協会により、茅ヶ崎市ウォーキングモデルコースとして5つのコースが位置づけられている。市広報誌で紹介されているちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の散策コースと合わせて一覽で示す。





**茅ヶ崎市
ウォーキングモデルコース**

- コース1
大岡越前ゆかりの地で里山探訪と地ビールを楽しむ
- コース2
小出七福神をたずねて
- コース3
頼朝も渡った橋脚から中世の史跡をたずねて
- コース4
春の花を愛でながら歴史と文化と網元料理を味わう
- コース5
文人ゆかりの地を訪ね、花と公園を巡る

ちがさき丸ごと発見博物館

- 里山散策コース
- 行谷地域を歩く
- 甘沼・殿山を訪ねて
- 大山道を歩く
- 東海道を歩く
- 市内の南東部を訪ねる
- 藤間家とその周辺（中島・柳島）を歩く
- ラチエン通りから海岸へ
- 一里塚通り
- 高砂通り
- 自然堤防地にある円蔵・西久保を歩く
- 源氏ゆかりの旧橋脚と神社を訪ねる

〈資源〉

- 寺社
- 資料館
- 公園・緑地・庭園
- 大木
- 並木等
- 史跡
- 碑・石像
- 公共施設・病院・学校
- その他

3 公共サインに係る基礎データ

ここでは、公共サインに係る基礎データとして、本市における公共サインの整備に係る設置主体の現状及び現在の主な公共サインの設置状況とをとりまとめる。

3-1 設置主体

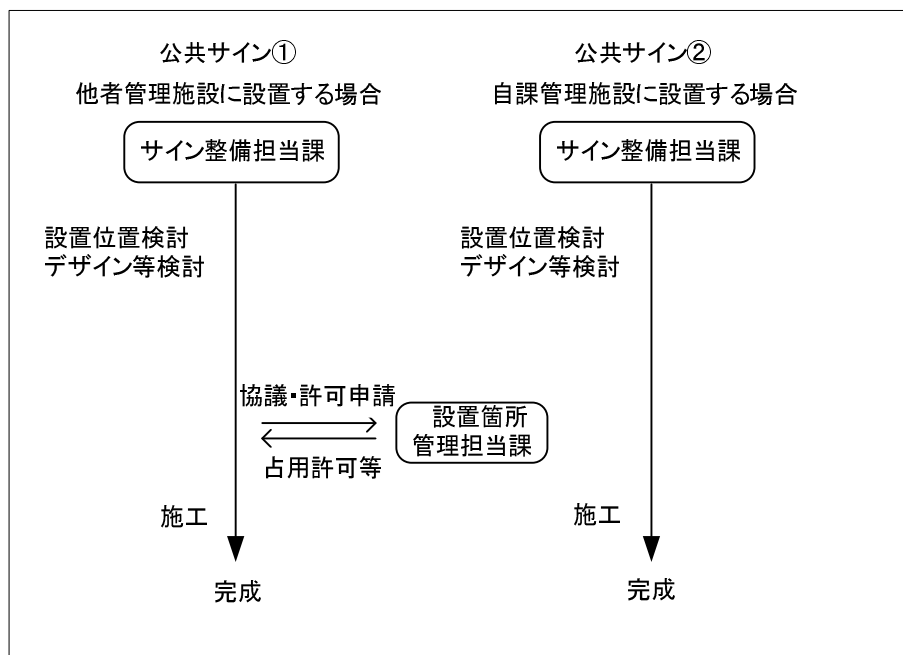
本市における公共サイン整備に係る主な設置主体の現状は以下のとおりである。

設置主体	設置する公共サイン	設置箇所
公園みどり課	各種公園施設に係る公共サイン (案内サイン、名称サイン、 注意サイン)	茅ヶ崎公園、高砂緑地、 せせらぎ公園、湘南夢わ くわく公園など
産業振興課	所轄する各種資源の誘導サイン 所轄する各種資源の解説サイン 案内サイン	浄見寺、市民の森 など 柳島湊跡の碑 など 茅ヶ崎ガイドマップ、茅 ヶ崎散策コース案内図、 茅ヶ崎駅バスのりば案 内 など
都市政策課	みちの愛称サイン コミュニティバスルート図	各愛称通り
高齢福祉介護課	所轄する施設への誘導サイン	地域包括支援センター すみれ、各老人憩の家、 各ケアセンター
文化推進課	所轄する施設への誘導サイン	市民文化会館、美術館、 開高健記念館など
生涯学習課	所轄する施設への誘導サイン 文化財の解説サイン	各公民館施設 文化財 など
青少年課	所轄する施設への誘導サイン	茅ヶ崎市海岸青少年会 館
福祉総務課	所轄する施設への誘導サイン	福祉会館
建設総務課	所轄する施設への誘導サイン	エレベーター
都市計画課	住居表示街区案内図	
防災対策課	広域避難場所地図	
安全対策課	自転車等の放置禁止区域図	

図表 1-17 茅ヶ崎市の公共サイン整備に係る関係部署一覧

3-2 設置状況

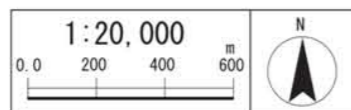
公共サインの設置に係る手続きのフローは下図のとおりとなっており、個別設置主体がその必要性に応じ個別に設置している状況である。



図表 1-18 公共サインの設置に係る手続きのフロー

また、前項の本市における公共サインの設置主体に関する資料をもとに、本研究の主な対象となる案内サイン、誘導サインの設置状況のプロット図を作成し、以降の調査・検討の基礎情報とした。

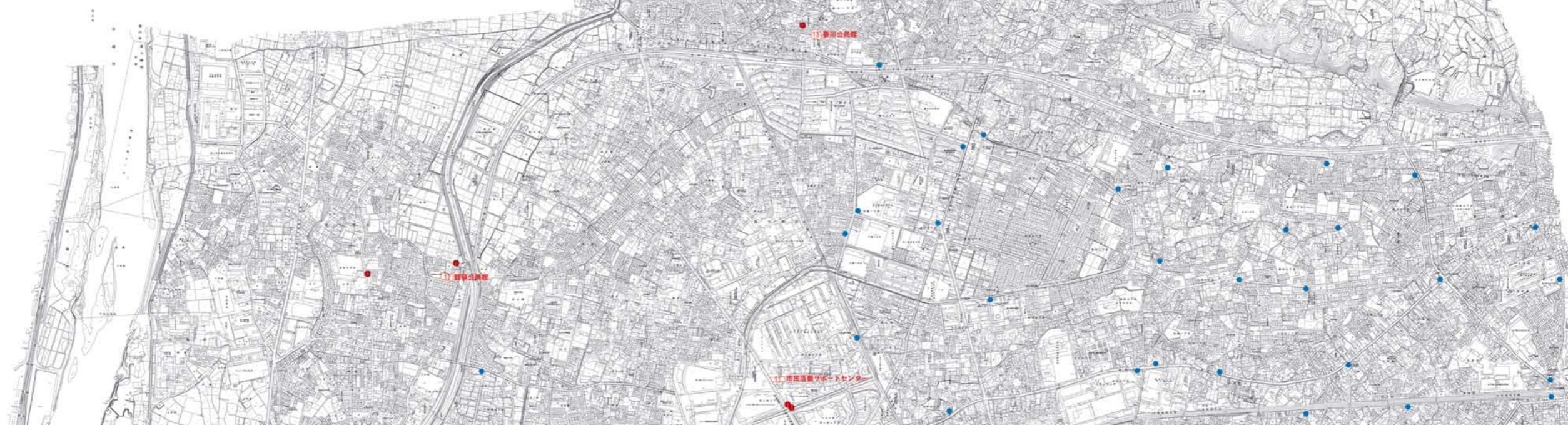
案内サイン、誘導サインのプロット図を以降に示す。

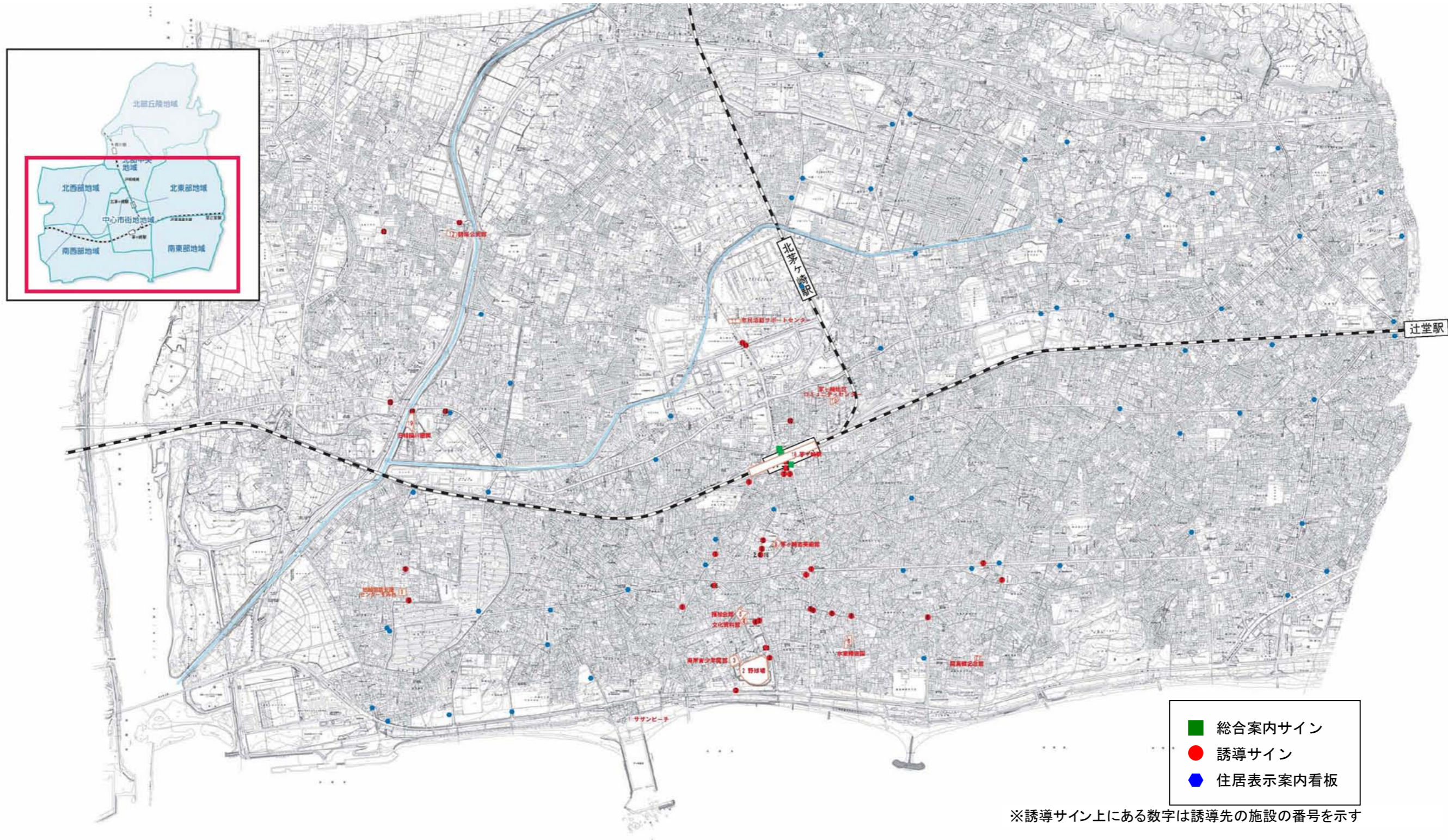


- 総合案内サイン
- 誘導サイン
- 住居表示案内看板

※誘導サイン上にある数字は誘導先の施設の番号を示す

■案内サイン・誘導サイン・住居表示街区案内図の分布図(北側)





■案内サイン・誘導サイン・住居表示街区案内図の分布図(南側)

